

○道路交通法第 108 条の 2 に規定する講習の実施要綱の制定について
(平成 6 年 5 月 6 日例規第 37 号／神免発第 124 号／神交企発第 174 号／神試発第 89 号)
改正 平成 27 年 5 月 26 日例規第 24 号神交総発第 441 号

各所属長あて 本部長

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項各号に規定する安全運転管理者、運転免許の取消(停止)処分を受けた者、運転免許の拒否(保留)処分を受けた者、自動車等の運転禁止処分を受けた者、原付免許を取得しようとする者、指定自動車教習所職員、初心運転者及び運転免許証更新者に対する講習については、「道路交通法第 108 条の 2 第 1 項各号に規定する講習の実施要綱」(以下「旧要綱」という。)により運用してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律(平成 5 年法律第 43 号)が公布され、普通免許又は二輪免許を取得しようとする者には、普通車講習又は二輪車講習及び応急救護処置講習の受講が義務付けられた。更に、更新時講習の受講が有料化と共に義務付けられ、更新時講習が一般運転者講習と優良運転者等講習に区分される等更新時講習に関する基本的事項が改正されたことから、新たに別添のとおり、道路交通法第 108 条の 2 第 1 項各号に規定する講習の実施要綱を制定し、平成 6 年 5 月 10 日から施行することとしたから、部下職員に対する教養を徹底し、適正な運用を図らるたい。

おって、道路交通法第 108 条の 2 第 1 項各号に規定する講習の実施要綱(平成 2 年 8 月 24 日 例規第 28 号、神免発第 294 号、神交企発第 405 号、神試発第 152 号)は、廃止する。
別添

道路交通法第 108 条の 2 に規定する講習の実施要綱

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 11 条)
- 第 2 章 管理者講習(第 12 条―第 18 条)
- 第 3 章 取消処分者講習(第 18 条の 2―第 28 条)
- 第 4 章 停止処分者講習(第 29 条―第 39 条)
- 第 5 章 大型車講習、中型車講習及び普通車講習
 - 第 1 節 大型車講習及び中型車講習(第 40 条―第 49 条)
 - 第 2 節 普通車講習(第 50 条―第 55 条)
- 第 6 章 大型二輪車講習及び普通二輪車講習(第 56 条―第 61 条)
- 第 7 章 原付講習(第 62 条―第 67 条)
- 第 8 章 旅客車講習(第 68 条―第 73 条)
- 第 9 章 応急救護処置講習(第 74 条―第 90 条)
- 第 10 章 指導員講習(第 91 条―第 97 条)
- 第 11 章 初心運転者講習(第 98 条―第 108 条)

- 第12章 更新時講習(第109条—第117条)
 - 第13章 高齢者講習(第118条—第125条)
 - 第14章 違反者講習(第126条—第136条)
 - 第14章の2 自転車運転者講習(第136条の2—第136条の11)
 - 第15章 チャレンジ講習(第137条—第141条)
 - 第16章 特定任意高齢者講習(第142条—第147条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項各号に規定する講習及び同条第2項による講習(以下この章において「講習」という。)の内容、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(講習の種別)

第2条 講習の種別は、普通講習、特定講習、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習とする。

2 普通講習は、次のとおりとする。

- (1) 法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習(以下「管理者講習」という。)
- (2) 法第108条の2第1項第3号に規定する運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は6月を超えない自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習(以下「停止処分者講習」という。)
- (3) 法第108条の2第1項第4号に規定する大型免許を受けようとする者に対する大型自動車の運転に関する講習(以下「大型車講習」という。)
- (4) 法第108条の2第1項第4号に規定する中型免許を受けようとする者に対する中型自動車の運転に関する講習(以下「中型車講習」という。)
- (5) 法第108条の2第1項第4号に規定する普通免許を受けようとする者に対する普通自動車の運転に関する講習(以下「普通車講習」という。)
- (6) 法第108条の2第1項第5号に規定する大型二輪免許を受けようとする者に対する大型自動二輪車の運転に関する講習(以下「大型二輪車講習」という。)
- (7) 法第108条の2第1項第5号に規定する普通二輪免許を受けようとする者に対する普通自動二輪車の運転に関する講習(以下「普通二輪車講習」という。)
- (8) 法第108条の2第1項第6号に規定する原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習(以下「原付講習」という。)
- (9) 法第108条の2第1項第7号に規定する大型第二種免許を受けようとする者に対する大型自動車の運転に関する講習(以下「大型旅客車講習」という。)

- (10) 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する中型第二種免許を受けようとする者に対する中型自動車の運転に関する講習(以下「中型旅客車講習」という。)
 - (11) 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する普通第二種免許を受けようとする者に対する普通自動車の運転に関する講習(以下「普通旅客車講習」という。)
 - (12) 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習(以下「応急救護処置講習(一)」という。)
 - (13) 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習(以下「応急救護処置講習(二)」という。)
 - (14) 法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する指定自動車教習所の職員に対する講習(以下「指導員講習」という。)
 - (15) 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する運転免許証(以下「免許証」という。)の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習(以下「更新時講習」という。)
 - (16) 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する免許証の更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者又は法第 89 条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が 70 歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習(以下「高齢者講習」という。)
 - (17) 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する軽微な違反行為をして講習基準に該当した者に対する講習(以下「違反者講習」という。)
 - (18) 法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に規定する自転車の運転に関し、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。)第 41 条の 3 で定める危険行為をして講習基準に該当した者に対する講習(以下「自転車運転者講習」という。)
- 3 特定講習は、次のとおりとする。
- (1) 法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する運転免許の拒否、運転免許の取消し又は 6 月を超える自動車等の運転の禁止を受けた者(以下「取消処分者等」という。)及び免許が失効したため、運転免許の取消し又は 6 月を超える自動車等の運転の禁止を受けなかった者(以下「準取消処分者等」という。)に対する講習(以下「取消処分者講習」という。)
 - (2) 法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する基準該当初心運転者に対する講習(以下「初心運転者講習」という。)
- 4 チャレンジ講習とは、法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習で運転免許に係る講習等に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習規則」という。)第 2 条第 1 項第 1 号の表の 1 の項及び同条第 1 項第 2 号の表の 1 の項に規定する 70 歳以上

の者に対して、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかを確認するための任意講習をいう。

- 5 特定任意高齢者講習とは、法第108条の2第2項の規定による講習でチャレンジ講習において一定の基準を満たした者に対する講習規則第2条第1項第1号の表の1の項及び同条第1項第2号の表の1の項に規定する講習をいう。

(講習の日時及び場所)

第3条 講習(自転車運転者講習を除く。)は、都道府県公安委員会が指定した日時及び場所において行うものとする。

(講習の期間及び場所)

第3条の2 自転車運転者講習は、都道府県公安委員会が指定した期間内にその指定した場所において行うものとする。

(講習の実施)

第4条 講習のうち、普通講習(自転車運転者講習を除く。)並びにチャレンジ講習及び特定任意高齢者講習にあつては神奈川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が委託した一般社団法人又は一般財団法人その他の者(以下「委託法人等」という。)に、特定講習にあつては指定講習機関に実施させることができる。

(退場命令)

第4条の2 講習実施責任者(第5条に規定する講習実施責任者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、受講者が講習の秩序を乱し、又はそのおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

- 2 講習実施責任者は、前項の規定により退場を命じたときは、その概要を講習退場者名簿(第1号様式)に記録しておかなければならない。

(中途退場者の取扱い)

第4条の3 講習実施責任者は、受講者が病気その他やむを得ない理由により早退しようとするときは、その概要を中途退場者名簿(第2号様式)に記録し、その者から残余の講習を受講したい旨の申出があつたときは、日時を指定して残余の講習を行うことができる。

(講習実施責任者)

第5条 交通部交通総務課(以下「交通総務課」という。)、交通部運転免許本部免許課(以下「免許課」という。)及び交通部運転免許本部試験課(以下「試験課」という。)に、講習実施責任者を置く。

- 2 講習実施責任者には、交通部交通総務課長(以下「交通総務課長」という。)、交通部運転免許本部免許課長(以下「免許課長」という。)及び交通部運転免許本部試験課長(以下「試験課長」という。)をもって充てる。

- 3 講習実施責任者は、次に掲げる講習に関する事務を総括する。

(1) 交通総務課長 管理者講習及び自転車運転者講習

(2) 免許課長 停止処分者講習、原付講習、更新時講習、高齢者講習、違反者講習、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習

(3) 試験課長 取消処分者講習、大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、旅客車講習、応急救護処置講習、指導員講習及び初心運転者講習

(講習指導連絡責任者)

第6条 交通部運転免許本部(以下「運転免許本部」という。)に、講習指導連絡責任者を置く。

2 講習指導連絡責任者には、免許課課長代理及び試験課課長代理をもって充てる。

3 講習指導連絡責任者は、講習実施責任者の命を受け、講習業務全般にわたり指導及び連絡し、講習の適正かつ効果的な推進に努めるものとする。

(講習指導担当者)

第7条 交通総務課、免許課及び試験課に講習指導担当者を置く。

2 講習指導担当者には、前項の課の課長補佐の中から、講習実施責任者が指名した者をもって充てる。

3 講習指導担当者は、講習指導連絡責任者の指揮を受け、次に掲げる事務を処理する。

(1) 講習の実施に関する企画

(2) 講習に係る業務の指揮監督

(3) 講習に係る業務を担当する者(以下「講習指導員」という。)に対する研修に関する指導並びに研修の企画(特定講習に限る。)及び連絡

(講習指導員の種別)

第8条 講習指導員の種別は、普通講習指導員、特定講習指導員、チャレンジ講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及び特別講師とする。

2 普通講習指導員及び特定講習指導員には、別記第1「講習指導員資格要件等の基準」による資格要件を備える者をもって充てる。

3 チャレンジ講習指導員には、技能検定員をもって充てる。

4 特定任意高齢者講習指導員には、高齢者講習指導員をもって充てる。

5 特別講師には、交通安全知識、道路交通環境、自動車工学等の学識経験を有する者で、講習実施責任者が推薦したものをもって充てる。

(講習指導員の講習区分)

第9条 講習指導員の講習区分は、次のとおりとする。

(1) 普通講習指導員及び特別講師は、普通講習を行うものとする。

(2) 普通講習指導員のうち優良運転者講習指導員に指定された者は、優良運転者講習に限り行うものとする。

(3) 普通講習指導員のうち原付講習指導員に指定された者は、原付講習に限り行うものとする。

- (4) 普通講習指導員のうち自転車運転者講習指導員に指定された者は、自転車運転者講習に限り行うものとする。
 - (5) 特定講習指導員は、特定講習を行うものとする。
 - (6) チャレンジ講習指導員は、チャレンジ講習を行うものとする。
 - (7) 特定任意高齢者講習指導員は、特定任意高齢者講習を行うものとする。
- (普通講習指導員及び特定講習指導員に対する研修)

第10条 講習実施責任者は、講習指導員の資質の向上を図るため、委託法人等に普通講習指導員のうち、管理者講習指導員、停止処分者講習指導員、原付講習指導員、指導員講習指導員、更新時講習指導員及び違反者講習指導員に対する研修を実施させるものとする。

- 2 講習実施責任者は、前項に規定する研修を実施させるに当たり、委託法人等に次に掲げる書類を提出させるものとする。
 - (1) 研修のカリキュラム
 - (2) 研修の年間計画
 - (3) 講習指導員研修実施結果報告書(第2号様式の2)

- 3 特定講習指導員に対する研修は、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定講習機関規則」という。)に定めるところによるほか、特定講習指導員のうち、運転適性指導員に対しては、講習実施責任者が別記第2「取消処分者講習に係る実務実習実施要領」に基づき実施するものとする。

(講習実施推進委員会の設置)

第11条 講習を効果的かつ適正に実施するため、交通部に講習実施推進委員会を設置するものとする。

- 2 前項に規定する講習実施推進委員会の運営等は、別記第3「講習実施推進委員会」により行うものとする。

第2章 管理者講習

(講習の人員)

第12条 管理者講習は、原則として200人以内の人員を単位として行うものとする。

(講習の受付)

第13条 管理者講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条第15項に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書(以下この条において「通知書」という。)及び安全運転管理者講習受講票(第3号様式)又は副安全運転者講習受講票(第4号様式)(以下この条において「受講票」という。)を提出させ、通知書及び受講票に記載の者であるか否かを免許証その他の疎明資料により確認して受け付けること。

(3) 通知書を忘れ、又は紛失した者については、前号に準じて取り扱うこと。

(講習の内容)

第14条 管理者講習は、規則第38条第1項第1号に規定する事項について、安全運転管理者講習内容(別表第1)又は副安全運転管理者講習内容(別表第2)により行うものとする。

(講習の方法)

第15条 管理者講習は、規則第38条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

第16条及び第17条 削除

(記録)

第18条 講習実施責任者は、講習を終了したときは、その実施結果を管理者講習実施結果表(第5号様式)に記録しておかなければならない。

第3章 取消処分者講習

(講習の対象者)

第18条の2 取消処分者講習は、取消処分者等及び準取消処分者等を対象とする。ただし、当該講習の対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

(1) 運転免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの(以下「飲酒運転」という。)の法令違反が含まれている者

(2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

(講習時間及び実施期間)

第19条 講習時間は府令第38条第2項第5号の規定に基づき13時間とする。

2 飲酒取消講習以外の講習(以下「一般講習」という。)は、連続2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合は、近接した日に第2日目を指定するものとする。

3 飲酒取消講習は、2日間で行い、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施するものとする。ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日に第2日目を指定するものとする。

4 学級編成は次のとおりとする。

(1) 1学級の編成は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とする。

(2) 1グループにつき講習指導員等1人を配置するとともに、原則として1学級につき補助者を1人充てるものとする。

(3) 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪学級及び二輪学級の編成を行い、講習対象者の区分は、原則として、受講者が得ようとしている免許の種類

に応じて行うものとする。ただし、当該免許に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りではない。

第20条 削除

(講習の受付)

第21条 取消処分者講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 規則第18条の3に規定する通知書又は規則第30条の4若しくは規則第37条の5の2第1項に規定する処分書(以下「処分書等」という。)、神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。)第27条第1項に規定する取消処分者講習受講申請書(以下この章において「申請書」という。)及び写真2枚を提出させ次の事項を確認し、受け付けること。

ア 処分書等の記載内容

イ 申請書の記載内容

ウ 講習手数料

(3) 処分書等を持参しない者又は準取消処分者等については、本人であることを身分証明書等で確認し、受け付けること。

2 前項の受付を終了した者については、取消処分者講習受講者名簿(第6号様式)に記載するものとする。

(講習の内容)

第22条 取消処分者講習は、規則第38条第2項第2号及び第4号に規定する事項について、取消処分者講習内容(別表第3)により行うものとする。

(講習の方法)

第23条 取消処分者講習は、規則第38条第2項第3号に規定する方法により行うものとする。

第24条 削除

(運転適性診断票等による指導)

第25条 講習実施責任者は、受講者に対して運転適性診断を行う場合にあつては運転適性診断票(警察庁科学警察研究所が作成した科警研編73C又はこれと同等の水準以上のもの(以下「運転適性診断用紙」という。))による運転適性検査を行い、その結果に基づき作成したものをいう。以下同じ。)を、運転技能診断を行う場合にあつては運転技能診断票(第6号様式の2)を使用して指導を行った後に当該受講者にそれぞれ交付するものとする。

(講習終了証明書の交付)

第26条 講習実施責任者は、講習の全課程を終了した者には、細則第27条第15項に規定する取消処分者講習終了証明書に提出を受けた写真を貼付し、写真と台紙に神奈川

県警察公印規程(昭和 55 年神奈川県警察本部訓令第 12 号)に定める公安委員会押出印を契印し、交付するものとする。

(講習終了証明書の再交付)

第 27 条 講習実施責任者は、前条の講習終了証明書を忘失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申請があったときは、講習終了証(明)書再交付申請書(第 7 号様式)を提出させ、取消処分者講習終了証明書の副本と照合し、本人であることを確認し、交付するものとする。

(準用規定)

第 28 条 第 18 条の規定は、取消処分者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習実施結果表(第 5 号様式)」とあるのは「取消処分者講習実施結果表(第 8 号様式)」と読み替えるものとする。

第 4 章 停止処分者講習

(講習の区分)

第 29 条 停止処分者講習は、運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は自動車の運転の禁止の期間(以下この章において「処分期間」という。)に応じ、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 処分期間が 40 日未満の者に対する講習(以下「短期講習」という。)
- (2) 処分期間が 40 日以上 90 日未満の者に対する講習(以下「中期講習」という。)
- (3) 処分期間が 90 日以上の方に対する講習(以下「長期講習」という。)

(講習の人員)

第 30 条 前条各号に規定する講習は、原則としてそれぞれ 9 人を単位として行うものとする。

(学級の編成)

第 31 条 第 29 条各号に定める講習は、受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、特別学級及び一般学級に編成して行うよう努めるものとする。

2 特別学級は、次の表の左欄に掲げる学級に区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる受講者をもって編成するものとする。

区分	受講者
速度学級	処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる者
飲酒学級	処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる者
二輪学級	主として二輪車を運転している者及び処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる者

3 一般学級は、特別学級の受講者以外の者をもって編成するものとする。

(講習の受付)

第 32 条 停止処分者講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 処分書等及び細則第 27 条第 2 項に規定する停止処分者講習受講申請書(以下この章において「申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認し、受け付けること。
 - ア 処分書等及び申請書の記載内容
 - イ 処分執行の始期及び処分期間
 - ウ 講習手数料
- (3) 処分書等を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを免許課又は警察署に照会して確認し、受け付けること。

(講習の内容)

第 33 条 停止処分者講習は、規則第 38 条第 3 項第 2 号に規定する事項について、短期講習内容(別表第 4)、中期講習内容(別表第 5)及び長期講習内容(別表第 6)により行うものとする。

(講習の方法)

第 34 条 停止処分者講習は、規則第 38 条第 3 項第 3 号に規定する方法により行うものとする。

(考査)

第 35 条 考査は、正誤式問題により行うものとする。

(再考査)

第 36 条 講習実施責任者は、考査の成績が 50 パーセント未満の者(以下この章において「再考査対象者」という。)を再考査対象者名簿(第 9 号様式)により再考査対象者として指定するものとする。

- 2 講習実施責任者は、前項の再考査対象者として指定された者から再考査の申出があったときは、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して、再考査を行うものとする。この場合において、申請書に「再考査」と記入するものとする。

(成績の記録及び申請書の保管)

第 37 条 講習実施責任者は、考査の成績を申請書に記録しておかなければならない。この場合において、再考査対象者については、併せて「否」と朱書するものとする。

(処分書等の返還)

第 38 条 講習実施責任者は、講習終了後、提出を受けた処分書等を受講者に返還するものとする。この場合において、警察庁交通局長が定める「処分期間の短縮日数の基準」に基づき、考査の成績が 85 パーセント以上の者は「優」、70 パーセント以上の者は「良」、50 パーセント以上の者は「可」としてそれぞれ処分書等に表示し、50 パーセント未満の者については、処分書等に「否」と朱書するものとする。

第39条 第18条の規定は、停止処分者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習実施結果表(第5号様式)」とあるのは「停止処分者講習実施結果表(第10号様式)」に読み替えるものとする。

第5章 大型車講習、中型車講習及び普通車講習

第1節 大型車講習及び中型車講習

(講習の受付)

第40条 大型車講習及び中型車講習(以下「大型車講習等」という。)の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則第27条第3項に規定する普通車講習等受講申請書(以下この項及び第50条において「申請書」という。)に運転免許取扱要綱の制定について(昭和63年3月10日例規第5号、神免発第52号。以下「免許取扱要綱」という。)第35条第2項第1号イに規定する運転免許試験合格通知書(以下「合格通知書」という。)及び規則第19条第2項に規定する仮運転免許証(以下「仮免許」という。)を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 施行令第33条の6に規定する大型免許等を受けようとする者に対する講習を受けなければならない者(以下「政令除外者」という。)の該当の有無

イ 仮免許の有効期間

ウ 申請書の記載内容

エ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書(第11号様式)を交付し、講習の区分に応じて大型車講習受講者名簿(第12号様式)又は中型車講習受講者名簿(様式第12号の2)に記載するものとする。

(講習の内容)

第41条 大型車講習等は、規則第38条第4項第1号の表第3欄及び第3号に規定する事項について、大型車講習及び中型車講習の内容(別表第6の2)により行うものとする。

(講習指導員等の数)

第42条 前条に規定する大型車講習及び中型車講習の内容のうち、講習科目における講習指導員及び受講者の数の基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 貨物自動車の特性を理解した運転は、受講者1人に対し講習指導員1人とする。
- (2) 危険を予測した運転のうち、観察学習(自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習。以下同じ。)を行う場合は、受講者3人以内に対し講習指導員1人とする。
- (3) 危険予測ディスカッションにおける受講者の数は、受講者全員が討議に参加することができる適正な数とする。

(4) 夜間の運転及び悪条件下での運転のうち、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、受講者3人以内に対し講習指導員1人とする。

(使用車両)

第43条 実技に使用する車両は、原則として大型車講習にあつては大型自動車(貨物自動車に限る。)と、中型車講習にあつては中型自動車(貨物自動車に限る。)とする。

(講習の方法)

第44条 大型車講習等は、規則第38条第4項第1号の表第4欄に規定する方法により行うものとする。

(講習終了者名簿の作成)

第45条 講習実施責任者は、大型車講習等の全課程を修了した者について、講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿(第12号様式の3)又は中型車講習終了者名簿(様式第12号の4)を作成するものとする。

(講習終了証明書の交付)

第46条 講習実施責任者は、大型車講習等の全過程を終了した者からの申出により、講習の区分に応じて規則第38条第16項に規定する大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書を交付するものとする。

(講習終了証明書の再交付)

第47条 講習実施責任者は、大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者から講習終了証明書再交付申請書(第13号様式)により再交付の申請があったときは、講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿と免許取扱要綱第5条第2項に規定する運転免許申請書(以下「運転免許申請書」という。)第2面(裏)に記載されている試験結果表を照合し、再交付をするものとする。

(講習終了後の措置)

第48条 講習実施責任者は、大型車講習等を終了した者について次の事項を確認し、応急救護処置講習(一)を終了しているとき又は応急救護処置講習(一)の免除者であるときは、講習に関する書類を運転免許申請書と共に免許課長に送付するものとする。

(1) 申請者本人であること。

(2) 講習の区分に応じて大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書及び規則第38条第16項に定める応急救護処置講習(一)終了証明書が添付されていること。

(3) 政令除外者の該当の有無

(準用規定)

第49条 第18条の規定は、大型車講習等の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習実施結果表(第5号様式)」とあるのは、「講習の区分に応じて大型車講習実施結果表(第13号様式の2)又は中型車講習実施結果表(第13号様式の3)」と読み替えるものとする。

第2節 普通車講習

(講習の受付)

第50条 普通車講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 申請書に合格通知書及び仮免許を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

- ア 政令除外者の該当の有無
- イ 仮免許の有効期間
- ウ 申請書の記載内容
- エ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書を交付し、普通車講習受講者名簿(第13号様式の4)に記載するものとする。

(講習の内容)

第51条 普通車講習は、規則第38条第4項第1号の表第3欄及び第3号に規定する事項について、普通車講習内容(別表第7)により行うものとする。

2 講習科目のうち危険を予測した運転及び危険予測ディスカッションを特定後写鏡条件が付される者(以下「特定後写鏡条件付与者」という。)に対して実施する場合は、単独講習により行うものとする。ただし、複数の特定後写鏡条件付与者に対し、手話、筆談等により相互の意思疎通の手段が確保されているときは、この限りでない。

3 特定後写鏡条件付与者が、補聴器を使用している場合には、講習科目のうち危険を予測した運転において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させることを妨げない。

(講習指導員の数)

第52条 実技における講習指導員は、受講者3人以内に対し1人を基準とする。

(使用車両)

第53条 実技に使用する車両は、普通乗用自動車とする。ただし、特定後写鏡条件付与者に対する講習の場合には、車室内において特定後写鏡を使用させるものとする。

(講習の方法)

第54条 普通車講習は、規則第38条第4項第1号の表第4欄に規定する方法により行うものとする。

(準用規定)

第55条 第45条の規定は普通車講習の講習終了者名簿の作成について、第46条の規定は普通車講習の講習終了証明書の交付について、第47条の規定は普通車講習の講習終了証明書の再交付について、第48条の規定は普通車講習の講習終了後の措置について、第18条の規定は普通車講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、第45条中「大型車講習等」とあるのは「普通車講習」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿(第12号様式の3)又は中型車講習終了者名簿(第12号様式の4)」と

あるのは「普通車講習終了者名簿(第14号様式)」と、第46条中「大型車講習等」とあるのは「普通車講習」と、「講習の区分に応じて規則第38条第16項に規定する大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「規則第38条第16項に規定する普通車講習終了証明書」と、第47条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「普通車講習終了証明書」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「普通車講習終了者名簿」と、第48条中「大型車講習等」とあるのは「普通車講習」と、同条第2号中「講習の区分に応じて大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「普通車講習終了証明書」と、第18条中「管理者講習実施結果表(第5号様式)」とあるのは「普通車講習実施結果表(第15号様式)」と読み替えるものとする。

第6章 大型二輪車講習及び普通二輪車講習 (講習の受付)

第56条 大型二輪車講習及び普通二輪車講習(以下「大型二輪車講習等」という。)の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則第27条第4項に規定する普通二輪車講習等受講申請書(以下この項において「申請書」という。)に合格通知書を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。
 - ア 政令除外者の該当の有無
 - イ 申請書の記載内容
 - ウ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書を交付し、講習の区分に応じて大型二輪車講習受講者名簿(第16号様式)又は普通二輪車講習受講者名簿(第16号様式の2)に記載するものとする。

(講習の内容)

第57条 大型二輪車講習等は、規則第38条第5項第1号の表第3欄及び第3号に規定する事項について、大型二輪車講習及び普通二輪車講習の内容(別表第8)により行うものとする。

(講習指導員の数)

第58条 実技における講習指導員は、受講者3人以内に対し1人を基準とする。この場合において、講習指導員が2名以上になるときは、中心となる主任の講習指導員を指定し、当該講習指導員の指示により、効果的な講習を行うものとする。

2 講習指導員は、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生したときにこれに対処できるよう、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講じ、受講者の安全を確保するものとする。

(使用車両)

第 59 条 大型二輪車講習に使用する車両は、AT 限定大型二輪免許を受けようとする者にあつては総排気量 0.600 リットル以上 0.650 リットル以下、限定なし大型二輪免許を受けようとする者にあつては総排気量 0.700 リットル以上の大型自動二輪車とする。

2 普通二輪車講習に使用する車両は、小型限定普通二輪免許を受けようとする者にあつては総排気量 0.090 リットル以上 0.125 リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許を受けようとする者にあつては総排気量 0.300 リットル以上の普通自動二輪車とする。

(講習の方法)

第 60 条 大型二輪車講習等は、規則第 38 条第 5 項第 1 号の表第 4 欄に規定する方法により行うものとする。

(準用規定)

第 61 条 第 45 条の規定は大型二輪車講習等の講習終了者名簿の作成について、第 46 条の規定は大型二輪車講習等の講習終了証明書の交付について、第 47 条の規定は大型二輪車講習等の講習終了証明書の再交付について、第 48 条の規定は大型二輪車講習等の講習終了後の措置について、第 18 条の規定は大型二輪車講習等の実施結果の記録について準用する。この場合において、第 45 条中「大型車講習等」とあるのは「大型二輪車講習等」と、「大型車講習終了者名簿(第 12 号様式の 3)又は中型車講習終了者名簿(第 12 号様式の 4)」とあるのは「大型二輪車講習終了者名簿(第 17 号様式)又は普通二輪車講習終了者名簿(第 17 号様式の 2)」と、第 46 条中「大型車講習等」とあるのは「大型二輪車講習等」と、「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型二輪車講習終了証明書又は普通二輪車講習終了証明書」と、第 47 条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型二輪車講習終了証明書又は普通二輪車講習終了証明書」と、「大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「大型二輪車講習終了者名簿又は普通二輪車講習終了者名簿」と、第 48 条中「大型車講習等」とあるのは「大型二輪車講習等」と、同条第 2 号中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型二輪車講習終了証明書又は普通二輪車講習終了証明書」と、第 18 条中「管理者講習実施結果表(第 5 号様式)」とあるのは「講習の区分に応じて大型二輪車講習実施結果表(第 18 号様式)又は普通二輪車講習実施結果表(第 19 号様式)」と読み替えるものとする。

第 7 章 原付講習

(講習の区分)

第 62 条 原付講習は、次の区分により行うものとする。

- (1) 原付免許を受けようとする者に対する安全運転の知識に関する講習(以下「安全運転知識講習」という。)
- (2) 原付免許を受けようとする者に対する安全運転の技能に関する講習(以下「安全運転技能講習」という。)

(講習の人員等)

第 63 条 原付講習は、原則として次に掲げる人員を単位として行うものとする。

- (1) 安全運転知識講習は、受講者の状況に応じた適宜な人員を単位として行うものとする。
- (2) 安全運転技能講習は、1 グループ 10 人の受講者に対し、指導員 3 人を充てるものとする。

(講習の受付)

第 64 条 原付講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 受付は、合格発表後から行い、講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則第 27 条第 5 項に規定する原付講習受講申請書(以下この章において「申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。
 - ア 原付試験合格者名簿(第 20 号様式)による合格者
 - イ 政令除外者該当の有無
 - ウ 申請書の記載内容
 - エ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、原付講習受講者名簿(第 21 号様式)を記載するものとする。

(講習の内容)

第 65 条 原付講習は、規則第 38 条第 6 項第 1 号及び第 3 号に規定する事項について、原付講習内容(別表第 9)により行うものとする。

(講習の方法)

第 66 条 原付講習は、規則第 38 条第 6 項第 2 号に規定する方法により行うものとする。

(準用規定)

第 67 条 第 46 条の規定は原付講習の講習終了証明書の交付について、第 47 条の規定は原付講習の講習終了証明書の再交付について、第 18 条の規定は原付講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、第 46 条中「大型車講習等」とあるのは「原付講習」と、「講習の区分に応じて規則第 38 条第 16 項に規定する大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「規則第 38 条第 16 項に規定する原付講習終了証明書」と、第 47 条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「原付講習終了証明書」と、「講習終了証明書再交付申請書(第 13 号様式 3)」とあるのは「講習終了証(明)書再交付申請書」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「原付講習受講者名簿」と、第 18 条中「管理者講習実施結果表(第 5 号様式)」とあるのは「原付講習実施結果表(月報)(第 22 号様式)」と読み替えるものとする。

第 8 章 旅客車講習

(講習の受付)

第 68 条 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習(以下「旅客車講習」という。)の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則第 27 条第 6 項に規定する旅客車講習受講申請書(以下この項において「申請書」という。)に合格通知書及び運転免許証又は仮免許を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 政令除外者の該当の有無

イ 申請書の記載内容

ウ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書(旅客車講習)(第 23 号様式)を交付し、講習の区分に応じて大型旅客車講習受講者名簿(第 24 号様式)、中型旅客車講習受講者名簿(第 25 号様式)又は普通旅客車講習受講者名簿(第 26 号様式)に記載するものとする。

(講習の内容)

第 69 条 旅客車講習は、規則第 38 条第 7 項第 1 号及び第 4 号に規定する事項について、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の内容(別表第 10)により行うものとする。

(講習指導員等の数)

第 70 条 前条に規定する大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の内容のうち、講習科目における講習指導員及び受講者の数の基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 危険を予測した運転のうち、観察学習を行う場合は、受講者 3 人以内に対し講習指導員 1 人とする。
- (2) 危険予測ディスカッションにおける受講者の数は、受講者全員が討議に参加することができる適正な数とする。
- (3) 夜間の運転のうち、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、受講者 3 人以内に対し講習指導員 1 人とする。
- (4) 悪条件下での運転のうち、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、受講者 3 人以内に対し講習指導員 1 人とする。
- (5) 身体障害者等への対応は、受講者 6 人以内に対し講習指導員 1 人とする。

(使用車両)

第 71 条 旅客車講習に使用する車両は、規則第 38 条第 7 項第 2 号の表第 3 欄及び第 5 号に規定する車両とする。

(講習の方法)

第72条 旅客車講習は、規則第38条第7項第2号の表第3欄に規定する方法により行うものとする。

(準用規定)

第73条 第45条の規定は旅客車講習の講習終了者名簿の作成について、第46条の規定は旅客車講習の講習終了証明書の交付について、第47条の規定は旅客車講習の講習終了証明書の再交付について、第48条の規定は旅客車講習の講習終了後の措置について、第18条の規定は旅客車講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、第45条中「大型車講習等」とあるのは「旅客車講習」と、「大型車講習終了者名簿(第12号様式の3)又は中型車講習終了者名簿(第12号様式の4)」とあるのは「大型旅客車講習終了者名簿(第27号様式)、中型旅客車講習終了者名簿(第27号様式の2)又は普通旅客車講習終了者名簿(第27号様式の3)」と、第46条中「大型車講習等」とあるのは「旅客車講習」と、「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書」と、第47条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書」と、「大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「大型旅客車講習終了者名簿、中型旅客車講習終了者名簿又は普通旅客車講習終了者名簿」と、第48条中「大型車講習等」とあるのは「旅客車講習」と、「応急救護処置講習(一)」とあるのは「応急救護処置講習(二)」と、同条第2号中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書」と、「応急救護処置講習(一)終了証明書」とあるのは「応急救護処置講習(二)終了証明書」と、第18条中「管理者講習実施結果表(第5号様式)」とあるのは「講習の区分に応じて大型旅客車講習実施結果表(第27号様式の4)、中型旅客車講習実施結果表(第27号様式の5)又は普通旅客車講習実施結果表(第27号様式の6)」と読み替えるものとする。

第9章 応急救護処置講習

(講習の受付)

第74条 応急救護処置講習(一)及び応急救護処置講習(二)(以下「応急救護処置講習」という。)の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則第27条第7項に規定する応急救護処置講習受講申請書(以下この項において「申請書」という。)に合格通知書又は仮免許を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。
 - ア 政令除外者該当の有無
 - イ 申請書の記載内容
 - ウ 講習手数料

(3) 合格通知書又は仮免許を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを身分証明書等で確認し、受け付けること。

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、応急救護処置講習(一)((二))受講者名簿(第27号様式の7)に記載するものとする。

(講習の内容)

第75条 応急救護処置講習(一)は、規則第38条第8項第1号の表第3欄及び第4号に規定する事項について、応急救護処置講習(一)内容(別表第11)により行うものとする。

2 応急救護処置講習(二)は、規則第38条第8項第1号の表第3欄及び第4号に規定する事項について、応急救護処置講習(二)内容(別表第11の2)により行うものとする。

(講習指導員等の数)

第76条 応急救護処置講習における講習指導員は、受講者10人以内に対し1人を基準とする。

(講習の方法)

第77条 応急救護処置講習は、規則第38条第8項第2号及び第3号に規定する方法により行うものとする。

2 応急救護処置講習(一)に使用する模擬人体装置は、受講者4人につき全身のもの2体又は全身のもの1体及び半身のもの1体とする。

3 応急救護処置講習(二)に使用する模擬人体装置は、受講者4人につき全身のもの2体及び乳児全身のもの1体又は全身のもの1体、半身のもの1体及び乳児全身のもの1体とする。

(準用規定)

第78条 第45条の規定は応急救護処置講習の講習終了者名簿の作成について、第46条の規定は応急救護処置講習の講習終了証明書の交付について、第47条の規定は応急救護処置講習の講習終了証明書の再交付について、第18条の規定は応急救護処置講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、第45条中「大型車講習等」とあるのは「応急救護処置講習」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿(第12号様式の3)又は中型車講習終了者名簿(第12号様式の4)」とあるのは「応急救護処置講習(一)((二))終了者名簿(第27号様式の8)」と、第46条中「大型車講習等」とあるのは「応急救護処置講習」と、「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「応急救護処置講習(一)終了証明書又は応急救護処置講習(二)終了証明書」と、第47条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「応急救護処置講習(一)終了証明書又は応急救護処置講習(二)終了証明書」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「応急救護処置講習(一)((二))終了者名簿」と、第18条中「管理者講習実施結果表(第5号様式)」とあるのは「応急救護処置講習(一)((二))実施結果表(第27号様式の9)」と読み替えるものとする。

(講習終了後の措置)

第 79 条 講習実施責任者は、応急救護処置講習(一)を終了した者について次の事項を確認し、大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習を終了しているとき又は大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習の免除者であるときは、講習に関する書類を運転免許申請書と共に免許課長に送付するものとする。

(1) 申請者本人であること。

(2) 応急救護処置講習(一)終了証明書及び大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書又は普通二輪車講習終了証明書が添付されていること。

(3) 政令除外者の該当の有無

2 講習実施責任者は、応急救護処置講習(二)を終了した者について次の事項を確認し、大型旅客車講習、中型旅客車講習又は普通旅客車講習を終了しているときは、講習に関する書類を運転免許申請書と共に免許課長に送付するものとする。

(1) 申請者本人であること。

(2) 応急救護処置講習(二)終了証明書及び大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書が添付されていること。

(3) 政令除外者の該当の有無

第 80 条から第 90 条まで 削除

第 10 章 指導員講習

(講習の区分)

第 91 条 指導員講習は、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 教習指導員に対する講習

(2) 技能検定員に対する講習

(3) 管理者補佐(施行令第 41 条に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員をいう。)に対する講習

(講習の人員)

第 92 条 前条各号に定める講習は、原則として 50 人以内の人員を単位として行うものとする。

(準用規定)

第 93 条 第 13 条の規定は、指導員講習の受付について準用する。この場合において、同条第 2 号中「規則第 38 条第 15 項に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書」とあるのは「規則第 38 条第 15 項に規定する指定自動車教習所職員講習通知書」と、「安全運転管理者講習受講票(第 3 号様式)又は副安全運転管理者講習受講票(第 4 号様式)」とあるのは「指導員講習受講者名簿(第 28 号様式)」と読み替えるものとする。

(講習の内容)

第94条 指導員講習は、規則第38条第9項第2号の表第2欄に規定する事項について、教習指導員講習内容(別表第12)、技能検定員講習内容(別表第13)又は管理者補佐講習内容(別表第14)により行うものとする。

(講習の方法)

第95条 指導員講習は、規則第38条第9項第2号の表第3欄に規定する方法により行うものとする。

第96条 削除

(準用規定)

第97条 第18条の規定は、指導員講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習実施結果表(第5号様式)」とあるのは「指導員講習実施結果表(第29号様式)」と読み替えるものとする。

第11章 初心運転者講習

(講習の区分)

第98条 初心運転者講習は、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 普通自動車に係る講習(以下この章において「普通車初心講習」という。)
- (2) 大型自動二輪車に係る講習(以下この章において「大型二輪車初心講習」という。)
- (3) 普通自動二輪車に係る講習(以下この章において「普通二輪車初心講習」という。)
- (4) 原動機付自転車に係る講習(以下この章において「原付初心講習」という。)

(講習の人員)

第99条 前条各号に定める講習は、原則として3人以内を単位として行うものとする。

(初心運転者講習対象者名簿の作成)

第100条 免許課長は、初心運転者講習対象者について、警察庁情報処理センターから通報があった場合は、初心運転者通報一覧表(第30号様式)に記載するものとする。

2 免許課長は、前項の規定により初心運転者通報一覧表を作成した場合は、試験課長に送付するものとする。

(初心運転者講習の通知等)

第101条 講習実施責任者は、前条の規定により初心運転者講習通報一覧表の送付を受けた場合は、当該対象者に対し、初心運転者講習を受けることができる旨を規則第38条の4第1項に規定する初心運転者講習通知書(以下この章において「通知書」という。)により通知するものとする。

2 前項の通知書を送付した者については、初心運転者講習対象者名簿(原簿)(第31号様式)を作成するものとする。

- 3 講習実施責任者は、第1項の規定により初心運転者講習の通知を行った後、法第100条の2第1項第3号に規定する事実が明らかになった場合は、初心運転者講習中止通知書(第32号様式)により通知するものとする。
- 4 講習実施責任者は、第1項の規定により初心運転者講習の通知を行った場合は、指定講習機関に対し、初心運転者講習受講対象者通知書(第33号様式)を送付するものとする。

(講習の受付)

第102条 初心運転者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
 - (2) 通知書及び細則第27条第8項に規定する初心運転者講習受講申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認し、受け付けること。
 - ア 通知書の記載内容
 - イ 申請書の記載内容
 - ウ 講習手数料及び通知手数料
 - (3) 通知書を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを運転免許証その他の疎明資料により確認し、受け付けること。
- 2 講習実施責任者は、前項の受付を終了した者について、初心運転者講習受講者名簿(第34号様式)に記載するものとする。

(講習の内容)

第103条 初心運転者講習は、規則第38条第10項第2号及び第4号に規定する事項について、初心運転者講習内容(別表第15)により行うものとする。

(講習の方法)

第104条 初心運転者講習は、規則第38条第10項第3号に規定する方法により行うものとする。

(移送書の送付)

第105条 講習実施責任者は、初心運転者講習対象者が神奈川県以外に住所を変更したときは、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、初心運転者講習移送通知書(第35号様式)を送付しなければならない。

(講習終了証書の交付)

第106条 初心運転者講習を終了した者には、細則第27条第15項に規定する初心運転者講習終了証書を交付するものとする。

第107条 削除

(準用規定)

第108条 第18条の規定は、初心運転者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習実施結果表(第5号様式)」とあるのは「初心運転者講習実施結果表(第36号様式)」と読み替えるものとする。

第 12 章 更新時講習

(講習の区分)

第 109 条 更新時講習は、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 優良運転者に対する講習(以下「優良運転者講習」という。)
- (2) 一般運転者に対する講習(以下「一般運転者講習」という。)
- (3) 違反運転者等(施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当する者及び講習規則第 5 条第 2 項に規定する者に限る。)に対する講習(以下「違反運転者講習」という。)
- (4) 前号に規定する違反運転者等以外の違反運転者等に対する講習(以下「初回更新者講習」という。)

(講習の人員)

第 110 条 前条各号に定める講習は、免許更新者の状況に対応した適宜な人員を単位として行うものとする。

(更新時講習の学級編成)

第 111 条 第 109 条各号に定める講習は、受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、特別学級及び一般学級に編成して行うことに努めるものとする。

2 特別学級は次の表の左欄に掲げる学級に区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる受講者をもって編成するものとする。

区分	受講者
高齢者学級	65 歳以上 70 歳未満の者
若者学級	25 歳未満の者
二輪車学級	主として二輪車を運転している者

3 一般学級は、特別学級の受講者以外の者をもって編成するものとする。

(講習の受付)

第 112 条 更新時講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 運転免許本部にあっては、更新申請の手続きを終了した者から、順次受け付けること。
- (2) 警察署にあっては、即日交付する場合を除き、免許取扱要綱第 66 条に規定する運転免許証交付・講習通知書又は運転免許証交付通知書により受け付けること。
- (3) 受付は、細則第 25 条の 3 に規定する運転免許証の更新情報の提供に係る書面(以下「更新連絡書」という。)及び細則第 27 条第 9 項に規定する更新時講習受講申請書(以下「受講申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 講習の区分

イ 講習手数料

(講習の内容)

第 113 条 更新時講習は、規則第 38 条第 11 項第 1 号の表第 2 欄に規定する事項について、優良運転者講習内容(別表第 16)、一般運転者講習内容(別表第 17)、違反運転者講習内

容(別表第 17 の 2)及び初回更新者講習内容(別表第 17 の 3)により行うものとし、優良運転者講習及び一般運転者講習を合同で行う場合は優良運転者講習及び一般運転者講習の合同講習内容(別表第 17 の 4)により行い、違反運転者講習及び初回更新者講習を合同で行う場合は違反運転者講習内容により行うものとする。

(講習の方法)

第 114 条 優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習は、それぞれ規則第 38 条第 11 項第 1 号の表第 3 欄に規定する方法により行うものとする。

第 115 条 削除

(講習終了証書の交付)

第 116 条 講習実施責任者は、更新時講習を終了した者からの申出により、細則第 27 条第 16 項に規定する更新時講習終了証書を交付するものとする。

(記録)

第 117 条 講習実施責任者は、更新時講習を終了したときは、その実施結果を、免許証の更新を受けようとする者にあつては更新時講習実施結果表(第 37 号様式)に、特定失効者及び特定取消処分者にあつては特定失効者及び特定取消処分者に対する講習実施結果表(第 37 号様式の 2)に記録しておかなければならない。

第 13 章 高齢者講習

(学級の編成の基本)

第 118 条 高齢者講習の 1 学級の編成は、講習効果が上がるように適正な人数で編成するものとし、1 学級につき高齢者講習指導員 1 人以上を配置するものとする。

2 実車による指導については、免許の種類に応じ、四輪車又は二輪車ごとに 1 グループ 3 人以内とし、1 グループにつき高齢者講習指導員 1 人を配置するものとする。

3 75 歳以上講習は、認知機能検査の結果に基づいて行われることから、実車による指導については、75 歳未満講習と 75 歳以上講習を分離して行うものとする。

(高齢者講習名簿の作成)

第 119 条 免許課長は、神奈川県運転者管理システムのデータに基づき高齢者講習名簿(第 38 号様式)を作成するものとする。

2 高齢者講習名簿は、二部作成し、一部は免許課に保管し、一部は講習を委託する機関に交付するものとする。

(高齢者講習連絡書の送付)

第 120 条 講習実施責任者は、高齢者講習対象者に対し、法第 101 条の 4 第 3 項の規定に基づく書面を免許証の有効期間が満了する日の 190 日前に送付するものとする。

(講習の受付)

第 121 条 高齢者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 細則第 27 条第 10 項に規定する高齢者講習受講申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 申請書の記載内容

イ 講習手数料

(3) 前条に規定する書面を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを運転免許証その他の疎明資料により確認し、受け付けること。

(講習の内容)

第 122 条 高齢者講習は、規則第 38 条第 12 項に規定する事項について、同条第 12 項第 2 号の表の第 1 欄の 1 の項に規定する高齢者講習の受講者にあつては 75 歳未満の高齢者講習内容(別表第 18)により、同条第 12 項第 2 号の表の第 1 欄の 2 の項に規定する高齢者講習の受講者にあつては 75 歳以上の高齢者講習内容(別表第 18 の 2)により行うものとする。

(講習の方法)

第 123 条 高齢者講習は、規則第 38 条第 12 項第 2 号の表の第 2 欄に規定する講習方法により行うものとする。

2 前項の高齢者講習において、運転適性検査器材を用いた検査による指導を行う際に使用する運転適性検査器材は、次に掲げるものとする。

(1) 視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材

(2) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

(3) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

(4) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

3 前項第 4 号の視野検査器を用いた検査の測定結果による指導を行うときは、視野測定結果票(第 38 号様式の 2)を作成し、当該測定結果による指導を実施した後、受講者に視野測定結果票を交付するものとする。

4 第 1 項の高齢者講習において実車による指導を行うときは、運転頻度等問診票(第 38 号様式の 3)及び運転行動診断票(第 38 号様式の 4)を作成し、受講者の指導に活用するものとする。

(特異者の通報)

第 123 条の 2 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は法第 101 条の 4 第 2 項の規定による認知機能検査を受け、法第 102 条第 1 項に規定する基準に該当するものとなり、その検査結果に基づく高齢者講習又はこれに相当する講習(チャレンジ講習を除く。)を受講した者のうち次の条件のいずれかに該当すると認められる場合は、速やかに高齢者講習等における特異者通報書(第 38 号様式の 5)により講習実施責任者に通報するものとする。

(1) 次に掲げる事項等により、明らかに運転に支障が認められる場合

ア 車両の基本的操作（シートベルトの装着、エンジンの始動、セレクトレバーの操作等）が全くできない。

イ 信号無視、一時不停止等の法第 102 条第 1 項に規定する基準行為に該当する行為を行い、注意指導を行っても何度も繰り返し、改善の余地がない。

(2) 次に掲げる事項等により、認知症であることが疑われる場合

ア 自身の名前又は住所を覚えていない。

イ 直近の事実を覚えてなく、又は直近の事実を誤認し、当該事実を告知しても記憶の回復がなされない。

ウ 本人又はその付添人が、認知症のため通院中である旨申し出る。

(記録)

第 124 条 講習実施責任者は、認知機能検査が終了したとき、免許証の更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者が高齢者講習を終了したとき又は免許証の更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上の者が認知機能検査の結果に基づく高齢者講習を終了したときは、その実施結果を認知機能検査受検・高齢者講習等実施結果表(第 39 号様式)に記録しておかなければならない。

2 講習実施責任者は、法第 89 条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が 70 歳以上の特定失効者及び特定取消処分者が高齢者講習を終了したときは、特定失効者及び特定取消処分者に対する高齢者講習実施結果表(第 39 号様式の 2)に記録しておかなければならない。

(講習終了書の交付)

第 125 条 講習実施責任者は、高齢者講習を終了した者からの申出により、規則第 38 条第 16 項に規定する高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

第 14 章 違反者講習

(講習の区分)

第 126 条 違反者講習は、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 運転者の資質の向上に資する活動を体験する講習(以下「社会参加活動を含む講習」という。)

(2) 自動車等の運転に基づく運転適性の診断と指導をする講習(以下「社会参加活動を含まない講習」という。)

2 受講者には、前項に規定する区分のいずれかを選択して受講させるものとする。

(講習の人員)

第 127 条 前条各号に定める講習は、原則として 1 学級 9 人以内を単位として行うものとする。

2 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、免許種別や違反態様に応じ、原則として四輪車又は二輪車の学級編成を行うよう努めるものとする。

(違反者講習対象者名簿の作成)

第 128 条 免許課長は、違反者講習対象者について警察庁情報処理センターから通報があった場合は違反者講習対象者名簿(第 40 号様式)を作成するものとする。

(違反者講習の通知)

第 129 条 講習実施責任者は、前条の規定により通報のあった違反者講習対象者に対し、違反者講習を受けることができる旨を規則第 38 条の 4 の 2 第 1 項に規定する違反者講習通知書(以下この章において「通知書」という。)により通知するものとする。

(講習の受付)

第 130 条 違反者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 通知書及び細則第 27 条第 11 項に規定する違反者講習受講申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認し、受け付けること。

ア 通知書の記載内容

イ 申請書の記載内容

ウ 講習手数料及び通知手数料

(3) 通知書を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを運転免許証その他の疎明資料により確認し、受け付けること。

2 講習実施責任者は、講習を終了した者について、違反者講習受講者名簿(第 41 号様式)を作成するものとする。

(講習の内容)

第 131 条 違反者講習は、規則第 38 条第 13 項第 1 号に規定する事項について違反者講習内容(別表第 19)により行うものとする。

(講習の方法)

第 132 条 違反者講習は、規則第 38 条第 13 項第 2 号に規定する方法により行うものとする。

第 133 条 削除

(違反者講習該当事案の移送)

第 134 条 講習実施責任者は、違反者講習対象者の住所が神奈川県以外にあるときは、違反者講習移送通知書(第 42 号様式又は第 42 号様式の 2)又は違反者講習通知移送通知書(第 43 号様式又は第 43 号様式の 2)(以下この条において「通知書」という。)に関係記録を添付し、速やかにその者の住所地を管轄する公安委員会に移送しなければならない。

2 講習実施責任者は、通知書の移送経過を明らかにするため、通知書の副本を整備保管しておくものとする。

(講習を受けない者の措置)

第 135 条 講習実施責任者は、通知書を受けた者が講習を受けないで法第 102 条の 2 に規定する期間を経過したときは、運転免許の行政処分の手続を行うものとする。

(準用規定)

第136条 第18条の規定は、違反者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習実施結果表(第5号様式)」とあるのは「違反者講習実施結果表(第44号様式)」に読み替えるものとする。

第14章の2 自転車運転者講習

(自転車運転者講習管理名簿の作成)

第136条の2 交通総務課長は、自転車運転者講習対象者について、警察庁交通企画課から通報があった場合は自転車運転者講習管理名簿(第44号様式の2)を作成するものとする。

(自転車運転者講習の通知)

第136条の3 講習実施責任者は、前条の規定により通報のあった自転車運転者講習対象者に対し、自転車運転者講習の受講を命令する自転車運転者講習受講命令書(規則第38条の4の4に規定する自転車運転者講習受講命令書をいう。以下この章において「命令書」という。)を交付する旨を、自転車運転者講習受講命令書交付通知書(第44号様式の3。以下この条において「通知書」という。)により通知するものとする。

2 通知書の送付は、配達証明郵便により行うものとする。

(命令書の交付)

第136条の4 講習実施責任者は、前条第1項の規定により通知を受け、これにより出頭した自転車運転者講習受講対象者に対し、命令書を交付するものとする。

2 前項の場合において、講習実施責任者は、自転車運転者講習の受講を命令する理由を告げ、自転車運転者講習受講命令書受領書(第44号様式の4)を徴するものとする。

(講習の人員)

第136条の5 自転車運転者講習は、原則として3人以内を単位として行うものとする。

(講習の受付)

第136条の6 自転車運転者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 細則第27条第12項に規定する自転車運転者講習受講申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認し、受け付けること。

ア 命令書の記載内容

イ 申請書の記載内容

ウ 講習手数料

(3) 本人であることを運転免許証その他の疎明資料により確認すること。

2 講習実施責任者は、前項の受付をした者について、自転車運転者講習受講者名簿(第44号様式の5)に記載するものとする。

(講習の内容)

第 136 条の 7 自転車運転者講習は、規則第 38 条第 14 項第 1 号に規定する事項について、自転車運転者講習内容（別表第 19 の 2）により行うものとする。

（講習の方法）

第 136 条の 8 自転車運転者講習は、規則第 38 条第 14 項第 2 号から第 4 号までに規定する方法によるものとする。

（講習終了証書の交付）

第 136 条の 9 講習実施責任者は、自転車運転者講習を終了した者からの申出により、細則第 27 条第 17 項に規定する自転車運転者講習終了証書を交付するものとする。

（講習終了証書の再交付）

第 136 条の 10 講習実施責任者は、自転車運転者講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申請があったときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（第 44 号様式の 6）を提出させ、自転車運転者講習終了証書の副本と照合し、本人であることを確認し、交付するものとする。

（準用規定）

第 136 条の 11 第 18 条の規定は、自転車運転者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習実施結果表（第 5 号様式）」とあるのは「自転車運転者講習実施結果表（第 44 号様式の 7）」と読み替えるものとする。

第 15 章 チャレンジ講習

（講習の人員）

第 137 条 チャレンジ講習は、原則として 1 グループ 3 人以内で行うものとする。

（講習の受付）

第 138 条 チャレンジ講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 細則 27 条の 2 第 1 項に規定するチャレンジ講習受講申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認し、受け付けること。

ア 申請書の記載内容

イ 講習手数料

(3) 本人であるか否かを運転免許証その他疎明資料により確認すること。

2 講習実施責任者は、前項の受付をした者について、チャレンジ講習受講者名簿(第 45 号様式)に記載するものとする。

（講習の内容）

第 139 条 チャレンジ講習は、細則第 28 条第 4 項に基づき、チャレンジ講習内容(別表第 20)により行うものとする。

（講習終了書の交付）

第 140 条 講習実施責任者は、チャレンジ講習において一定の基準に達した者の申出により、講習規則第 2 条第 1 項第 1 号の表の 1 の項及び同条第 1 項第 2 号の表の 1 の項に規

定するチャレンジ講習受講結果確認書を交付するものとし、交付した者についてチャレンジ講習受講結果確認書交付簿(第46号様式)に記載するものとする。

(準用規定)

第141条 第124条第1項の規定は、チャレンジ講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同項中「高齢者講習を終了したとき」とあるのは「チャレンジ講習を終了したとき」に、「認知機能検査の結果に基づく」を「認知機能検査後の」に読み替えるものとする。

第16章 特定任意高齢者講習

(講習の人員)

第142条 特定任意高齢者講習は、講習効果の上がるような適正な人数で行うものとする。
(講習の受付)

第143条 特定任意高齢者講習は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則27条の2第2項に規定する特定任意高齢者講習受講申請書(以下この条において「申請書」という。)及びチャレンジ講習受講結果確認書を提出させ、次の事項を確認し、受け付けること。

ア 申請書の記載内容

イ 講習手数料

- (3) 本人であるか否かを運転免許証その他疎明資料により確認すること。

2 講習実施責任者は、前項の受付をした者について、特定任意高齢者講習受講者名簿(第48号様式)に記載するものとする。

(講習の内容)

第144条 特定任意高齢者講習は、講習規則第2条第1項第1号の表の1の項及び同条第1項第2号の表の1の項に規定する事項について、特定任意高齢者講習内容(別表第21)により行うものとする。

(講習の方法)

第145条 特定任意高齢者講習は、講習規則第2条第1項第1号の表及び同項第2号の表の講習の基準に規定する方法により行うものとする。

(講習終了書の交付)

第146条 講習実施責任者は、特定任意高齢者講習を終了した者からの申出により、講習規則第3条第2号に規定する特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとし、交付した者について特定任意高齢者講習終了者名簿(第49号様式)に記載するものとする。

(準用規定)

第147条 第124条第1項の規定は、特定任意高齢者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同項中「高齢者講習を終了したとき」とあるのは「特定任意高齢者講習を終了したとき」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年5月10日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に公安委員会から講習指導員として認定証の交付を受けている者については、この要綱により普通講習指導員及び特定講習指導員として認定したものとみなす。
- 3 道路交通法第108条の2第1項各号に規定する講習の実施要綱(平成2年8月24日例規第28号、神免発第294号、神交企発第405号、神試発第152号)の規定による証票等でこの要綱施行の際現に効力を有するものは、本要綱による証票等とみなす。

別表第1(第14条関係)

安全運転管理者講習内容

講習項目	講習細目	講習時間
道路交通の現状と交通事故の実態	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両保有台数、運転免許人口等 2 交通規制及び交通安全施設の整備状況並びに交通障害の状況 3 交通事故の特徴と原因分析 4 重大事故の実例 	1 時間
法令の知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通法令 2 道路運送車両関係法令 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律 4 交通事故と関連ある法令 	1 時間
安全運転のための知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 人間の感覚と判断能力 2 運転上の性格適性 3 歩行者等保護のための運転方法 4 事故と故障時の措置 5 危険な場面における走行 6 アルコール等と車の運転 	1 時間
安全運転管理者の業務と心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全運転管理と企業の社会的責任 2 管理者の処理すべき事項 3 運転者の管理 4 運転者に対する教育 5 勤務時間外における安全管理 	1 時間
交通事故と賠償	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故に対する企業の責任 2 損害賠償責任の意義と根拠及び内容 3 自賠責任保険制度の仕組み 	1 時間

教育及び監督の方法	1 年間計画及び月間計画の策定	1 時間
	2 表彰制度	
	3 実務者の指導事例	

別表第 2(第 14 条関係)

副安全運転管理者講習内容

講習項目	講習細目	講習時間
道路交通の現状と交通事故の実態	1 交通規制の状況及び交通安全施設の整備 2 交通事故の特徴及び原因分析 3 重大事故の実例	1 時間
法令の知識	1 道路交通法令 2 道路運送車両関係法令 3 自動車の保管場所等に関する法律	1 時間
安全運転のための知識	1 人間の感覚と判断能力 2 運転上の性格適性 3 歩行者保護のための運転方法 4 事故と故障時の措置 5 車の運転に及ぼすアルコール等の諸影響	1 時間
副安全運転管理者の心構えと安全運転管理の方法	1 副安全運転管理者の意義と責務 2 安全運転管理者と副安全運転管理者との関係と役割 3 運行の管理 4 車両の管理 5 運転者の管理	1 時間

別表第 3(第 22 条関係)

取消処分者講習内容

1 一般取消講習（四輪学級用）

日	講習科目	講習細目	時間
第 1 日	運転適性検査	開講 運転適性検査	60 分
	性格及び運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60 分

	導入	(1) 講習の目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	60分
	運転技能の診断	(1) 診断の狙い及び心構え (2) 路上又は場内での技能診断 (3) チェックリストによる長所及び短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	120分
	運転適性診断結果及び運転技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせる。	120分
第2日	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
	道路又はコースでの技能診断	技能診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	150分
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの技能診断の結果から、改善された事項及び今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分の在り方並びにルール及びマナーの大切さを理解させる。	90分
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分

2 一般取消講習（二輪学級用）

日	講習科目	講習細目	時間
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	60分
	性格及び運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
	導入	(1) 講習の目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	60分
	運転技能の診断	(1) 診断の狙い及び心構え	60分

	(1—1)	(2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	分
	運転技能の診断 (1—2)	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリストによる長所及び短所の説明 (3) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	60分
	運転適性診断結果及び運転技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせる。	120分
第2日	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
	運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	150分
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの技能診断の結果から改善された事項及び今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分の在り方並びにルール及びマナーの大切さを理解させる。	90分
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分

3 飲酒取消講習（四輪学級用）

日	講習科目	講習細目	時間
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	70分
	性格及び運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
	導入	(1) 講習の目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	40分
	運転技能の診断	(1) 診断の狙い及び心構え	90分

		(2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所及び短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	分
	運転適性診断結果及び運転技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせる。	60分
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	10分
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。ワークブックに記載させる。	90分
第2日	呼気検査	呼気検査	10分
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
	道路又はコースでの技能診断	技能診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	60分
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断票及び運転技能診断票から、何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの技能診断の結果から、改善された事項及び今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分の在り方並びにルール及びマナーの大切さを理解させる。	60分
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認をさせる。	60分
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性及び悪質性を理解させる。	50分
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分

4 飲酒取消講習（二輪学級用）

日	講習科目	講習細目	時間
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	70分
	性格及び運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表示される可能性のあることを示唆する。	60分
	導入	(1) 講習の目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	40分
	運転技能の診断(1)	(1) 診断の狙い及び心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	90分
	運転適性診断結果及び運転技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせる。	60分
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	10分
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。ワークブックに記載させる。	90分
第2日	呼気検査	呼気検査	10分
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
	運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は、次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	60分
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの技能診断の結果から改善された事項及び今後気を付けるべき事柄を指摘する。	60分

		(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分の在り方並びにルール及びマナーの大切さを理解させる。	
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認をさせる。	60分
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性及び悪質性を理解させる。	50分
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分

備考 1 アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）とは、世界保健機関が開発した飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

2 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第4(第33条関係)

短期講習内容

講習科目	講習細目			講習時間					
	特別学級		一般学級	四輪	二輪				
	速度学級	二輪学級							
開講	講師の自己紹介	左同	左同	30分 (30分)	30分				
	受講者の点呼	左同	左同						
	講習概要及び日程の説明	左同	左同						
	受講者の心得の説明	左同	左同						
道路交通の現状	交通障害の状況	左同	左同			30分 (30分)	30分		
	交通規制	左同	左同						
交通事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析	二輪車事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析					30分 (30分)	30分
		二輪車事故の特徴							
	重大事故の実例	左同	左同						
	交通事故の惨状	左同	左同						
運転者の社会的立場	運転免許の意義	左同	左同	30分 (30分)	30分				
	運転者の社会的責任	左同	左同						
	交通事故（違反）を	左同	左同						

	起こした運転者の責任					
安全運転の心構え	安全運転の基本的考え方	左同	左同			
	安全運転の実践	左同	左同			
	事故防止のポイント	左同	左同			
安全運転の基礎知識	安全な運転	二輪車の特性	安全な運転			
	防衛運転	車種の選び方	防衛運転			
	人間の感覚と判断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影響	人間の感覚と判断能力	人間の感覚と判断能力	人間の感覚と判断能力		
		乗車用ヘルメットの着用	二輪車と物理の法則	・視覚の特性 ・過労等の影響		
人間の感覚と判断能力						
道路交通法令の知識及び安全運転の方法	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更	走行の基本 ・ドライビング・スペースとポジション ・防衛運転	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更			
	歩行者の保護	左同	左同	90分 (20分)	90分	
	自転車に乗る人の保護	夜間走行	自転車に乗る人の保護			
	車間距離	速度と車間距離	車間距離			
	追越し	左同	左同			
	交差点の進行	左同	左同			
	駐車と停車	気象条件に合わせた運転	駐車と停車			
	危険な場所などでの通行 ・夜間、トンネル ・カーブ ・悪天候等		危険な場所などでの通行			
	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法	高速道路の通行	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法			
	二輪車に対する注意		二輪車に対する注			

	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴 		意		
	事故と故障時の措置	改造車の運転禁止	事故と故障時の措置		
構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領	安全運転に必要な構造取扱い	安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領		
	事故原因となる故障の発見と整備方法	日常点検要領	事故原因となる故障の発見と整備方法		
講習対象別に必要な安全運転の知識	速度の危険性 <ul style="list-style-type: none"> ・反応時間と走行距離 ・速度と視覚 ・速度とブレーキ ・速度とハンドル 			(90分)	
面接指導	左同	左同	左同	30分 (30分)	30分
考査	正誤式 40問	左同	左同	30分 (30分)	30分
運転適性についての診断と指導 1)	筆記による診断と指導	左同	左同		
	運転適性検査器材の使用による診断と指導	左同	左同		
運転適性についての診断と指導 2)	実車による診断と指導	実車による診断と指導 <ul style="list-style-type: none"> ○日常点検 ○乗車姿勢 ○基本走行 <ul style="list-style-type: none"> ・発進要領 ・低速走行及び通常走行 ・停止要領 ○応用走行 <ul style="list-style-type: none"> ・制動訓練 	実車による診断と指導	180分 (160分)	180分

		・コーナリング訓練 ・スラローム走行等の訓練 ○終業点検			
	運転シミュレーター操作による診断と指導	左同	左同		
講習時間合計				360分(360分)	

備考 括弧内の時間数は、速度学級の講習時間を示す。

別表第5(第33条関係)

中期講習内容

(第1日目)

講習科目	講習細目				講習時間	
	特別学級			一般学級	四輪	二輪
	速度学級	飲酒学級	二輪学級			
開講	講師の自己紹介	左同	左同	左同	60分(60分)	60分
	受講者の点呼	左同	左同	左同		
	講習概要及び日程の説明	左同	左同	左同		
	受講者の心得の説明	左同	左同	左同		
道路交通の現状	交通障害の状況	左同	左同	左同		
	交通規制	左同	左同	左同		
交通事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析	左同	二輪車事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析		
			二輪車事故の特徴			
	重大事故の実例	左同	左同	左同		
	交通事故の惨状	左同	左同	左同		
運転者の社	運転免許の意	左同	左同	左同		

会的立場	義						
	運転者の責任	左同	左同	左同			
安全運転の 心構え	安全運転の基本的考え方	左同	左同	左同			
	安全運転の実践	左同	左同	左同			
	事故防止のポイント	左同	左同	左同			
安全運転の 基礎知識	安全な運転	左同	二輪車の特性	安全な運転			
	防衛運転	左同	車種の選び方	防衛運転			
	人間の感覚と 判断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影響	左同	乗車用ヘルメットの着用	人間の感覚と 判断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影響			
			二輪車と物理の法則				
人間の感覚と判断能力							
	飲酒運転の危険性						
道路交通法令の知識及び安全運転の方法	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更	左同	走行の基本 ・ドライビング・スペースとポジション ・防衛運転	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更			
	歩行者の保護	左同	左同	左同			
	自転車に乗る人の保護	左同	夜間走行	自転車に乗る人の保護			
	車間距離	左同	速度と車間距離	車間距離			
	追越し	左同	左同	左同			
	交差点の通行	左同	左同	左同			
	駐車と停車	左同	気象条件に合わせた運転	駐車と停車			
	危険な場所などでの通行	左同		危険な場所などでの通行			
	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の	左同	高速道路の通行	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の			
				120分(一分)	120分		

	方法			方法		
	二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴	左同		二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴		
	事故と故障時の措置	左同	改造車の運転禁止	事故と故障時の措置		
講習対象別に必要な安全運転の知識	速度の危険性 ・反応時間と走行距離 ・速度と視覚 ・速度とブレーキ ・速度とハンドル	飲酒運転の危険性の自覚 ・アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）と飲酒・運転の目標設定 ・アルコールの身体に及ぼす影響 ・アルコールの影響と運転			(120分)	
運転適性についての診断と指導 1)	筆記による診断と指導	左同	左同	左同	120分 (120分)	120分
	運転適性検査器材の使用による診断と指導	左同	左同	左同		
運転適性についての診断と指導 2)	実車による診断と指導	左同	実車による診断と指導 ○日常点検 ○乗車姿勢 ○基本走行 ・発進要領 ・低速走行及び通常走行 ・停止要領 ○応用走行 ・制動訓練 ・コーナリング訓練 ・スラローム走行等の訓練 ○終業点検	実車による診断と指導	120分 (120分)	120分

	運転シミュレーター操作による診断と指導	左同	左同	左同		
--	---------------------	----	----	----	--	--

備考 1 括弧内の時間数は、速度学級又は飲酒学級の講習時間を示す。

2 原則として、アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）と飲酒・運転の目標の設定は講習の進行状況により実施する。

(第2日目)

講習科目	講習細目				講習時間	
	特別学級			一般学級	四輪	二輪
	速度学級	飲酒学級	二輪学級			
人員確認	点呼	左同	左同	左同		
構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領	左同	安全運転に必要な構造取扱い	安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領	30分 (30分)	30分
	事故原因となる故障の発見と整備方法	左同	日常点検要領	事故原因となる故障の発見と整備方法		
考査	正誤式 40問	左同	左同	左同	30分 (30分)	30分
面接指導	左同	左同	左同	左同	60分 (60分)	60分
事故事例研究に基づく安全運転の方法	他人の事故事例に学ぶ	左同	左同	左同	60分 (60分)	60分
講習時間合計					600分(600分)	

注 速度学級又は飲酒学級の「安全運転の基礎知識」及び「道路交通法令の知識及び安全運転の方法」の講習科目は構造取扱いの知識と併せて行う。

別表第6(第33条関係)

長期講習内容

(第1日目)

講習科目	講習細目				講習時間	
	特別学級			一般学級	四輪	二輪
	速度学級	飲酒学級	二輪学級			

						輪
開講	講師の自己紹介	左同	左同	左同	60分 (60分)	60分
	受講者の点呼	左同	左同	左同		
	講習概要及び日程の説明	左同	左同	左同		
	受講者の心得の説明	左同	左同	左同		
道路交通の現状	交通障害の状況	左同	左同	左同		
	交通規制	左同	左同	左同		
交通事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析	左同	二輪車事故の実態 二輪車事故の特徴	運転者に起因する事故実態及びその原因分析		
	重大事故の実例	左同	左同	左同		
	交通事故の惨状	左同	左同	左同		
運転者の社会的立場	運転免許の意義	左同	左同	左同		
	運転者の責任	左同	左同	左同		
安全運転の心構え	安全運転の基本的考え方	左同	左同	左同		
	安全運転の実践	左同	左同	左同		
	事故防止のポイント	左同	左同	左同		
安全運転の基礎知識	安全な運転	左同	二輪車の特性	安全な運転		
	防衛運転	左同	車種の選び方	防衛運転		
	人間の感覚と判断能力 ・視覚の特性 ・過労時の影響	左同	乗車用ヘルメットの着用	人間の感覚と判断能力 ・視覚の特性 ・過労時の影響		
			二輪車と物理の法則			
人間の感覚と判断能力	左同	飲酒運転の危険性				
交通安全法	走行の基本	左同	走行の基本		走行の基本	120分 (一分)

令の知識及び安全運転の方法	・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更		・ドライビング・スペースとポジション ・防衛運転	・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更		
	歩行者の保護	左同	左同	左同		
	自転車に乗る人の保護	左同	夜間走行	自転車に乗る人の保護		
	車間距離	左同	速度と車間距離	車間距離		
	追越し	左同	左同	左同		
	交差点の通行	左同	左同	左同		
	駐車と停車	左同	気象に合わせた運転	駐車と停車		
	危険な場所などでの通行	左同		危険な場所などでの通行		
	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法	左同	高速道路の進行	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法		
	二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴	左同		二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴		
	事故と故障時の措置	左同	改造車の運転禁止	事故と故障時の措置		
	運転適性についての診断と指導 1)	筆記による診断と指導	左同	左同	左同	120分
運転適性検査器材の使用による診断と指導		左同	左同	左同	(120分)	
講習対象別に必要な安全運転の知識	速度の危険性 ・反応時間と走行距離 ・速度と視覚 ・速度とブレ	飲酒運転の危険性の自覚 ・アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) と飲酒・運転の			(120分)	

	一キ ・速度とハンドル	目標設定 ・アルコールの身体に及ぼす影響 ・アルコールの影響と運転				
--	----------------	---	--	--	--	--

備考 1 括弧内の時間数は、速度学級又は飲酒学級の講習時間を示す。

2 原則として、アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）と飲酒・運転の目標の設定は講習の進行状況により実施する。

（第2日目）

講習科目	講習細目				講習時間	
	特別学級			一般学級	四輪	二輪
	速度学級	飲酒学級	二輪学級			
人員確認	点呼	左同	左同	左同		
構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領	左同	安全運転に必要な構造取扱い	安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領	30分 (30分)	30分
	事故原因となる故障の発見と整備方法	左同	日常点検要領	事故原因となる故障の発見と整備方法		
運転適性についての診断と指導 2)	実車による診断と指導	左同	実車による診断と指導 ○日常点検 ○乗車姿勢 ○基本走行 ・発進要領 ・低速走行及び通常走行 ・停止要領 ○応用走行 ・制動訓練 ・コーナリング訓練 ・スラローム走行等の訓練 ○終業点検	実車による診断と指導	150分 (150分)	150分
	運転シミュレーター操作による診断と指導	左同	左同	左同		

	導					
考査	正誤式 40 問	左同	左同	左同	30 分 (30 分)	30 分
面接指導	左同	左同	左同	左同	90 分 (90 分)	90 分
事件事例研究に基づく安全運転の方法	他人の事件事例に学ぶ	左同	左同	左同	120 分 (120 分)	120 分
講習時間合計					720 分 (720 分)	

注 速度学級又は飲酒学級の「安全運転の基礎知識」及び「道路交通法令の知識及び安全運転の方法」の講習科目は構造取扱いの知識と併せて行う。

別表第 6 の 2(第 41 条関係)

大型車講習及び中型車講習の内容

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭において適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1

		(4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方			
討議	3	危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火によりげん惑されること その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪及び凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂じん等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨及び強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
				合計	4

別表第7(第51条関係)

普通車講習内容

事項	方	講習科	講習細目	講習内容	時
----	---	-----	------	------	---

	式	目		間	
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	<p>(1) 危険場面の捉え方</p> <p>(2) 起こり得る危険の予測</p> <p>(3) より危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。</p> <p>○ 特定後写鏡条件付与者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の意義及び活用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。</p>	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	<p>(1) 危険予測の重要性</p> <p>(2) 走行中の危険場面</p> <p>(3) 起こり得る危険の予測</p> <p>(4) より危険の少ない運転行動</p>	<p>○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。</p> <p>○ 特定後写鏡条件が付される受講者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。</p>	1
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	<p>(1) 高速道路の利用上の心得</p> <p>(2) 走行計画の立て方</p> <p>(3) 本線車道への進入</p> <p>(4) 本線車道での走行</p> <p>(5) 本線車道からの離脱</p>	<p>○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。</p>	1

	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
合計					4

別表第8(第57条関係)

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の内容

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1
討議・講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 [運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	1

	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
実技・実車	4 ケース・スタディ(交差点)	特徴的事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 イ 右折する場合 ウ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 [運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	1
	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	
			合計	3

別表第9(第65条関係)

原付講習内容

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知		10分
	2 クラス、グループ編成		
		小計	10分

開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	<ul style="list-style-type: none"> • 手足の柔軟体操 • ヘルメットの着用方法、正しいあごひものしめ方 	10分
		小計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作		
	1 装置の名称と取扱い	• 運転に必要な装置の位置と役割	3分
	2 運転姿勢	• 自然なフォーム、特に肩や肘に力の入らない姿勢	2分
	3 アクセルとブレーキ	• ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作	5分
	4 スタンドのたて方とおろし方	• アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方	2分
	小計	12分	
基本走行	バランスとスムーズな走行		
	1 発進と停止	• バランスのよい直進、安定した停止	10分
	2 スピードの調節	• 無理のない操作による加速と減速	2分
	3 8の字走行	スムーズな切返し	12分
	4 カーブ走行	• 直線における加、減速、カーブでの安定走行	5分
	5 徐行	• 見通しの悪い場所での徐行	5分
	6 狭路での安全走行	• 狭路の手前での適切な減速と安定走行	5分
	7 視点、視野範囲	• 十分な安全確認のできる視点と範囲	5分
	小計	44分	
応用走行	法規走行および安全運転		
	1 合図と安全確認	• 合図の時期と安全確認	3分
	2 進路変更	• スムーズな進路変更と安全確認	2分
	3 交差点での安全走行	• 正しい右、左折と安全確認、他車との関係	8分
		• 正しい停止位置での確実な停止	7分
		• 方向指示器操作、安全確認と安全走行	4分
	• 連続する法規履行走行	15分	

	4 交差点での優先順位	・混合交通の中での優先順位	10分
	5 危険予知、危険回避	・隠れた危険の予知、障害物の回避	10分
		小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査	・安全運転自己診断を使用した安全指導	15分
	2 視聴覚教育	・映画、ビデオ、写真パネル、教材等を活用した教育及びディスカッション	20分
		小計	35分
閉講	1 閉講のことば	・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け	5分
	2 原付講習終了証明書の交付		5分
		小計	10分
合計所要時間			180分

別表第10(第69条関係)

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の内容

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通とのかかわりと危険を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火によりげん惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、	1

			(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪及び凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂じん等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨及び強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供及び高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ア 児童・幼児の保護 イ 高齢者の保護 ウ 子供及び高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 エ 高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 ア 身体障害者の保護 イ 身体障害者の乗降時の対応	○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測及び危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となり得る身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。	1

合計

6

別表第 11(第 75 条関係)

応急救護処置講習(一)内容

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保及び負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 ア 心臓マッサージ(胸骨圧迫) イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AED を用いた除細動 (6) 気道異物除	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AED を用いた除細動については、その概要、AED の設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生法の中止及び救命の連鎖について指導する。	

		去 (7) 止血法		
実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 講習指導員による実演により行う。	2
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察(意識) (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察(呼吸) (4) 体位管理 (5) 心臓マッサージ(胸骨圧迫) (6) 気道確保 (7) 人工呼吸 (8) 心臓マッサージ(胸骨圧迫)及び人工呼吸(循環) (9) 気道異物除去 (10) 止血法	○ 肩をたたき、声を掛けさせる。 ○ 気道確保しながら、胸の動き、呼吸及び呼吸音から判断することを強調する。 なお、聴覚障害者に対しては、胸の動きを目で観察することを体験させること。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 心臓マッサージ(胸骨圧迫)を少なくとも1分間に100回の速さで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、最初2回、息を約1秒かけて連続して吹き込ませる。 ○ 心臓マッサージ(胸骨圧迫)を少なくとも1分間に100回の速さで30回及び人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル(2分間)連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法及び背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
	7 まとめ	訓練の継続の実行及び大切さ		
			合計	3

別表第11の2(第75条関係)

応急救護処置講習(二)内容

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
----	------	------	------	----

講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保及び傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生法の中止及び救命の連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者への対応	(1) 各種外傷への対応 (2) 熱傷への	○ 各種傷病者への対応要領について理解させる。	

		対応 (3) 各種症状への対応 (4) 中毒への対応		
	6	まとめ	訓練の継続及び実行の大切さ	
実技	7	傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声を掛けさせる。
	8	体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生法を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。
	9	心肺蘇生法	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 心臓マッサージ(胸骨圧迫) (4) 気道確保及び人工呼吸	○ 気道確保しながら、胸の動き、呼吸及び呼吸音から判断することを強調する。 ○ 心臓マッサージ(胸骨圧迫)を少なくとも1分間に100回の速さで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、最初2回、息を約1秒かけて連続して吹き込ませる。

			○ 心臓マッサージ(胸骨圧迫)を少なくとも1分間に100回の速さで30回及び人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル(2分間)連続して実施させる。	
10	気道 異物除去	(1) 腹部突き 上げ法 (2) 背部叩打 法		
11	止血 法	(1) 出血の観 察 (2) 傷口の圧 迫 (3) 包帯等の 利用 (4) 頭部及び 顔面の止血 (5) 効果的な 止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
12	包帯 法	(1) 頭部の場 合 (2) 体幹部位 の場合 (3) 上肢・下 肢の場合		1
13	固定 法			
			合計	6

別表第 12(第 94 条関係)

教習指導員講習内容

講習科目	講習細目	講習時間
1 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 教則の内容及びその基礎的事項 ア 自動車の交通方法及びその基礎的事項 イ 人間の感覚と判断 ウ 自動車と自然の法則 (2) その他自動車の運転に必要な知識	1 時間

	<ul style="list-style-type: none"> ア 初心者の交通事故の特徴 イ 自動車の構造及び運転理論 ウ 安全運転の手順 	
2 自動車教習所に関する法令等についての知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教習指導員として必要な一般的知識 <ul style="list-style-type: none"> ア 教習所の使命 イ 指定基準の維持及び教習水準の向上 ウ 教習所職員としての心構え (2) 教習所関係法令 <ul style="list-style-type: none"> ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 イ 教習に関する基準 	1 時間
3 教習指導員として必要な教育についての知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教習指導員として必要な基礎的教育理論 <ul style="list-style-type: none"> ア 学習指導の準備 イ 学習の理論 (2) 自動車の運転適性についての知識 <ul style="list-style-type: none"> ア 性格等に関する運転適性 イ 適性診断票の読み方 ウ 技能教習への反映 	1 時間
4 教習指導員として必要な自動車の運転技能	教習指導員として必要な運転技能	4 時間
5 技能教習の教習方法		
6 学科教習の教習方法		
		9 時間

別表第 13(第 94 条関係)

技能検定員講習内容

講習科目	講習細目	講習時間
1 教則の内容となっている事項	教則の内容及びその基礎的事項 ア 自動車の交通方法及びその基礎的事項	1 時間

	イ 人間の感覚と判断 ウ 自動車と自然の法則	
2 自動車教習所に関する法令等についての知識	(1) 技能検定員として必要な一般的知識 ア 教習所の使命 イ 指定基準の維持及び教習水準の向上 ウ 教習所職員としての心構え (2) 教習所関係法令 ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 イ 技能検定に関する基準	1 時間
3 技能検定の実施に関する知識	技能検定の実施方法に関する知識	4 時間
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の評価方法に関する知識	
5 技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定に必要な運転技能	4 時間
6 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	ア 運転技能の観察力 イ 運転技能の採点方法	
		10 時間

別表第 14(第 94 条関係)

管理者補佐講習内容

講習科目	講習細目	講習時間
1 自動車教習所に関する法令等についての知識	(1) 指定自動車教習所の現状と問題点 ア 指定自動車教習所の現状 イ 指定自動車教習所の問題点 (2) 教習所関係法令 ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 イ 免許関係法令	1 時間
2 自動車教習所の管理に関する知識	教習理論等 ア 初心運転者教育の在り方 イ 教育理論	1 時間
	教習所の管理と監督 ア 管理及び監督の原則	2 時間

	イ 管理及び監督の実務	2 時間
	事務処理要領	
	ア 事務処理要領の解説	
	イ 管理、監督及び事務処理に関する 検討会	6 時間

別表第 15(第 103 条関係)

初心運転者講習内容

講習項目	講習細目	講習方法	講習時間	
			普通車 大型二輪車 普通二輪車	原付車
1 安全運転意識の向上	(1) 運転意識の改善の必要性	講義	15 分	10 分
	(2) 運転適性検査	検査実施	20 分	20 分
		面談	25 分	—
2 場内コースにおける運転演習	(1) 運転技能の補正	実技	60 分	50 分
	(2) 危険予測・判断の実施訓練			
3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察	実技	90 分	30 分
	(2) 他の交通に対する配慮			
	(3) 路上運転についての話し合い	ゼミ	30 分	10 分
場内コースで行う場合	原付特別訓練	実技	—	40 分
4 危険予測訓練	(1) 危険予測ディスカッション	ゼミ	90 分	50 分
	(2) 危険予測・判断能力の向上	講義 (映画)	30 分	30 分
	運転シミュレーターを使用する場合	(1) 危険を予測した運転	実技	120 分
(2) 危険予測ディスカッション		ゼミ		
5 新たな心構え	(1) 効果測定	考査	20 分	20 分
	(2) 新たな心構えの確立	講義	40 分	20 分
	(3) 総合講評			

講習時間合計	420分	240分
--------	------	------

備考 3 の項中「場内コースで行う場合」とは、原付免許対象者で、運転が未熟なため、路上における運転演習を行わせることが不相当と判断される者に対して、路上における運転演習に代えて場内のコースで行う場合をいう。

別表第 16(第 113 条関係)

優良運転者講習内容

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識	10分
講習時間合計		30分

別表第 17(第 113 条関係)

一般運転者講習内容

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え	10

	(2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	20分
講習時間合計		60分

別表第17の2(第113条関係)

違反運転者講習内容（違反運転者講習及び初回更新者講習の合同講習）

（違反運転者講習及び初回更新者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (検査用紙使用) (2) 運転適性診断と指導 (検査機器使用) (3) 安全運転態度の診断と指導	60分

	(4) 運転技能診断と指導	
講習時間合計		120分

備考 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別表第17の3(第113条関係)

初回更新者講習内容

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (検査用紙使用) (2) 運転適性診断と指導 (検査機器使用) (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	60分
講習時間合計		120分

備考 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別表第17の4(第113条関係)

優良運転者講習及び一般運転者講習の合同講習内容

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識 1)	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	10分
	前半講習のまとめ(優良運転者講習終了)	
4 安全運転の知識 2)	(1) 危険予測と回避方法等	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	20分
講習時間合計		60分

別表第 18(第 122 条関係)

75 歳未満の高齢者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び 日程の説明 受講者の心得 の説明		5分
1 道路交通の現状と	講義 教本、視 聴覚教材	(1) 地域に おける車社会 の実態	本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	

交通事故の実態	等	(2) 交通事故の特徴	地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事件事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	講義 教本、視聴覚教材等	(1) 安全運転の心構え	運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	5分
		(2) シートベルト及びヘルメットの着用	シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。	
		(3) 交通事故を起こした加害者の責任	ア 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 イ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
		(4) 交通事故を起こした運転者の義務	警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。	
		(5) 負傷者の救護措置	救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	
3 安全運転の知識	講義 教本、視聴覚教材等	(1) 安全運転の基礎知識	ア ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査及びその後の手続について説明する。	20分
		(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
		(3) 危険予測、回避方法等	ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事件事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。	
4 運転適性について	運転適性検査器材による指導	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分

の指導 1)	導 教本、運 転適性検 査器材等			
5 運転 適性に ついて の指導 2)	実車によ る指導 教本、自 動車等	(1) 実車に よる指導	ア 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故及び違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 イ 指導に当たっては、安全運転の心構え並びにシートベルト及びヘルメットの着用についても指導する。	60 分
6 安全 運転の ための 討議	討議 教本、視 聴覚教 材、事故 事例等	(1) 安全運 転意識の醸成	ア 事故事例の紹介並びにヒヤリハット体験及び実車指導時の反省点を発表させ、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ、討論させる。 イ 事故原因となった危険行為、危険予測、回避方法等について理解させ、安全意識を醸成し、安全行動を指導する。	30 分
講習時間合計				18 0 分
(小特のみの保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は90分とする。)				

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第18の2(第122条関係)

75歳以上の高齢者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び 日程の説明 受講者の心得 の説明		5 分
1 道路 交通の現	講義 教本、視	(1) 地域に おける車社会	本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明	

状と交通 事故の実 態	聴覚教材 等	の実態	する。	
		(2) 交通事 故の特徴	地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転 者の心構 えと義務	講義 教本、視 聴覚教材 等	(1) 安全運 転の心構え	運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	5 分
		(2) シート ベルト及びヘル メットの着用	シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。	
		(3) 交通事 故を起こした 加害者の責任	ア 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 イ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
		(4) 交通事 故を起こした 運転者の義務	警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。	
		(5) 負傷者 の救護措置	救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	
3 安全 運転の知 識	講義 教本、視 聴覚教材 等	(1) 安全運 転の基礎知識	ア ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査及びその後の手続について説明する。	20 分
		(2) 最近に おいて改正が 行われた道路 交通法令の知 識	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
		(3) 危険予 測、回避方法 等	ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。	
4 運転 適性につ	運転適性 検査器材	(1) 運転適 性検査器材に	運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60 分

いての指導1)	による指導 教本、運転適性検査器材等	による指導		
5 運転適性についての指導2)	実車による指導 教本、自動車等	(1) 実車による指導	ア 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故及び違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 イ 指導に当たっては、安全運転の心構え並びにシートベルト及びヘルメットの着用についても指導する。	60分
講習時間合計				150分
(小特のみの保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は90分とする。)				

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第19(第131条関係)

違反者講習内容

講習科目	講習細目				講習方法	講習時間			
	社会参加活動を含む講習	社会参加活動を含まない講習							
		四輪運転者	二輪運転者						
開講	講師の自己紹介	左同	左同	講義 教本、自動車等の構造見本、視聴覚教材等 (二輪運転者の講習) 教本、自動二輪車、原動機付自転車、視聴覚教材等	110分				
	受講者の点呼	左同	左同						
	講習概要及び日程の説明	左同	左同						
	受講者の心得の説明	左同	左同						
道路交通の現状	交通障害の状況	左同	左同			講義 教本、自動車等の構造見本、視聴覚教材等 (二輪運転者の講習) 教本、自動二輪車、原動機付自転車、視聴覚教材等	110分		
	交通規制	左同	左同						
交通事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析	左同	二輪車事故の実態					講義 教本、自動車等の構造見本、視聴覚教材等 (二輪運転者の講習) 教本、自動二輪車、原動機付自転車、視聴覚教材等	110分
			二輪車事故の特徴						
	重大事故の実例	左同	左同						

	交通事故の惨状	左同	左同	
運転者の社会的立場	運転免許の意義	左同	左同	
	運転者の責任	左同	運転者の社会的責任 交通事故(違反)を起こした運転者の責任	
安全運転の心構え	安全運転の基本的考え方	左同	左同	
	安全運転の実践	左同	左同	
	事故防止のポイント	左同	左同	
安全運転の基礎知識	安全な運転	左同	二輪車の特性	
	防衛運転	左同	車種の選び方	
	人間の感覚と判断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影響	左同	乗車用ヘルメットの着用	
			二輪車と物理の法則	
		人間の感覚と判断能力		
			飲酒運転の危険性	
道路交通法令の知識及び安全運転の方法	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更	左同	走行の基本 ・ドライビング・スペースとポジション ・防衛運転	
	歩行者の保護	左同	左同	
	自転車に乗る人の保護	左同	速度と車間距離	
	車間距離	左同		
	追越し	左同	左同	
	交差点の進行	左同	左同	
	駐車と停車	左同	夜間走行	
	危険な場所などでの通行 ・夜間、トンネル ・カーブ ・悪天候等	左同	気象条件に合わせた運転	

	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法	左同	高速道路の通行		
	二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴	左同	改造車の運転禁止		
	事故と故障時の措置	左同			
構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領	左同	安全運転に必要な構造取扱い		
	事故原因となる故障の発見と整備方法	左同	日常点検要領		
事故事例研究に基づく安全運転の方法	他人の事故事例に学ぶ	左同	左同	発表（適宜、ディスカッション方式をとること。）	30分
運転適性についての診断と指導 1)	筆記による診断と指導	左同	左同	個別指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	40分
	運転適性検査器材の使用による診断と指導	左同	左同		
運転適性についての診断と指導 2)		・実車による診断と指導 ・運転シミュレーター操作による診断と指導	実車による診断と指導 ○ 日常点検 ○ 乗車姿勢 ○ 基本走行 ・発進要領 ・低速走行及び通常走行 ・停止要領 ○ 応用走行 ・制動訓練	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	120分

			・コーナーリング訓練 ・スラローム走行等の訓練 運転シミュレーター操作による診断と指導		
		面接指導	左同	個別指導 (適宜ディスカッション方式をとること。)	30分
社会参加活動	・活動方法の説明 ・現場活動			活動に応じて必要な資機材を用いて行うこと。	150分
考査	左同	左同	左同		30分
講習時間合計					360分

別表第19の2(第136条の7関係)

自転車運転者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	講習時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		5分間
1 理解度の確認	考査	交通ルールを理解度に関する考査	講習開始時における交通ルールの理解度を小テスト形式で確認する。	20分間
2 事故事例研究に基づく安全運転の方法	講義 教本 視聴 覚教材等	(1) 自転車事故の結果の重大性	自転車事故の被害者及び被害者遺族の体験談から、危険行為が引き起こす自転車事故の悲惨さを受講者に認識させる。	50分間
		(2) 受講者が起こしやすい違反	ア 受講者の犯した違反行為及び小テストの結果に合わせて類似の違反行為及び事故事例	

		行為	を選定して紹介する。 イ 起こしやすい事故の危険性を説明する。	
		(3) 自転車事故の危険性の疑似体験	視聴覚教材による疑似体験を通じ、違反行為の危険性を説明する。	
		(4) 自転車事故を起こした加害者の責任	自転車事故を起こした運転者が負う社会的責任及び人生設計上の制約について、事例を用いて理解させる。	
3 安全運転の知識	講義 教本	(1) 自転車運転に関する法令の知識	ア 自転車の通行方法に係る基本的ルールについて、根拠とともに確認する。 イ 二度と事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する。(車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等)	20 分 間
		(2) 地域による自転車事故の特徴	地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境による自転車事故の特徴について説明する。	
4 安全運転のための討議等	討議 教本 等	(1) 受講者が起こしやすい事故についての危険予測学習	自らの危険行為について考えさせ、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを受講者に記述させる。	40 分 間
		(2) 学習シートに基づく討議	ア 記述内容を各受講者に発表させ、自分の行為がいかに危険であったかを認識させる。 イ 発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、危険に対する正しい行動の取り方を学習させる。	
5 効果測定	考查	交通ルールの理解度に関する判定及び指導	講習を通じた交通ルールの理解度を小テスト形式により再確認し、理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルールの理解の徹底を図る。	10 分 間
6 総括	意見 発表 及び 講評	安全運転の心構え	(1) 講習を通じて気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成し、発表する。 (2) 講師が発表内容について講評する。	35 分 間
講習時間合計				180 分 間

別表第 20(第 139 条関係)

チャレンジ講習内容

講習科目	講習細目	講習方法	講習
------	------	------	----

			時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		5分
1 事前説明	(1) 講習の要旨及び講習の内容の説明	○ 講習室等において実施する。 ○ コース図を配布する。	
2 模範走行	(1) 一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行	受講者3人(1グループ)を車両に同乗させて行う。	10分
3 実車走行	(1) 一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行	受講者1人ずつ実車走行を実施し、他の受講者は控え室等で待機する。	1人当たり 10分
4 講評等	(1) 実車走行の結果について講評	講習室等において行う。	
5 チャレンジ講習 受講結果確認書の 交付	(1) チャレンジ講習受講結果確認書の交付 (2) 今後の手続等についての説明		5分
講習時間合計			30分

別表第21(第144条関係)

特定任意高齢者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		5分以上
1 道路交通の現状と	講義 教本、視聴覚教材	(1) 地域における車社会の実態	本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	

交通事故の実態	等	(2) 交通事故の特徴	地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	講義 教本、視聴覚教材等	(1) 安全運転の心構え	運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	5分以上
		(2) シートベルト及びヘルメットの着用	シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。	
		(3) 交通事故を起こした加害者の責任	ア 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 イ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
		(4) 交通事故を起こした運転者の義務	警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。	
		(5) 負傷者の救護措置	救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	
3 安全運転の知識	講義 教本、視聴覚教材等	(1) 安全運転の基礎知識	ア ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査及びその後の手続について説明する。	20分以上
		(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
		(3) 危険予測、回避方法等	ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。	
4 運転適性について	運転適性検査器材による指導	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材により実施し(夜間視力及び視野の検査)、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上

の指導	導 教本、運 転適性検 査器材等			上
講習時間合計				60 分 以 上

別記第1(第8条関係)

講習指導員資格要件等の基準

1 講習指導員の種別

(1) 普通講習指導員の種別は、次のとおりとする。

- ア 管理者講習指導員
- イ 停止処分者講習指導員
- ウ 大型車講習指導員
- エ 中型車講習指導員
- オ 普通車講習指導員
- カ 大型二輪車講習指導員
- キ 普通二輪車講習指導員
- ク 原付講習指導員
- ケ 旅客車講習指導員(大型旅客車講習指導員、中型旅客車講習指導員及び普通旅客車講習指導員をいう。)
- コ 応急救護処置講習指導員
- サ 指導員講習指導員
- シ 更新時講習指導員(優良運転者講習指導員、一般運転者講習指導員、違反運転者講習指導員及び初回更新者講習指導員をいう。)
- ス 高齢者講習指導員
- セ 違反者講習指導員
- ソ 自転車運転者講習指導員

(2) 特定講習指導員の種別は、次のとおりとする。

- ア 運転適性指導員
- イ 運転習熟指導員

2 講習指導員の資格要件

(1) 公安委員会が講習を実施する場合

警察職員のうち、次に掲げる者の中から指名したものをもって充てるものとする。

- ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者
- イ 講習に使用する自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者
- ウ 運転適性検査等の実務経験が豊富である者
- エ 人格、識見とも優れている者
- オ 応急救護処置の指導に当たる者は、公安委員会の指定する応急救護処置の知識と技能の研修を修了した者

(2) 第4条の規定により、普通講習を委託して実施する場合

ア 管理者講習指導員、応急救護処置講習指導員、指導員講習指導員、一般運転者講習指導員、違反運転者講習指導員及び初回更新者講習指導員は、次の要件を備えている者とする。

- (ア) 30歳以上の者
- (イ) 自動車の運転免許を現に有し、自動車の運転経歴を2年以上有する者又は交通安全に関する業務の経験を2年以上有する者
- (ウ) 応急救護処置講習指導員にあっては、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、公安委員会の指定する応急救護処置の知識と技能の研修を修了した者

- (エ) 指導員講習指導員にあつては、法第99条の2第4項に規定する技能検定員資格者証又は法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証の交付を受けている者
- (オ) 次のいずれにも該当しない者
 - a 資格を取り消された日から起算して2年を経過していない者
 - b 法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - c 自動車の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までのいずれかの罪を犯し禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - d 運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は自動車の運転禁止の処分を受けた日から起算して3年を経過していない者
 - e 公安委員会の審査に合格していない者
- イ 停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員及び違反者講習指導員は、次の要件を備えている者とする。
 - (ア) 25歳以上の者
 - (イ) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者
 - (ウ) 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。)に従事した経験の期間がおおむね1年以上の者
 - (エ) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者
 - (オ) ア(オ)の規定は、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員及び違反者講習指導員について準用する。
- ウ 大型車講習指導員は、次のうちいずれかの要件を備えている者とする。
 - (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大型)の交付を受けている者
 - (イ) 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第5条第1項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めるものを修了した次の者
 - a 道路交通法の一部を改正する法律(平成5年法律第43号)附則第7条に規定するみなし教習指導員(以下「みなし教習指導員」という。)のうち、同法による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「平成5年改正前の道路交通法」という。)第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
 - b 平成16年改正法による改正前の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大型)の交付を受けている者
 - (ウ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程(以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。)で大型免許に係るものを修了した者であつて、同条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

- エ 中型車講習指導員は、次のうちいずれかの要件を備えている者とする。
- (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者
 - (イ) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
 - (ウ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- オ 普通車講習指導員は、次のうちいずれかの要件を備えている者とする。
- (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普通)の交付を受けている者
 - (イ) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
 - (ウ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- カ 大型二輪車講習指導員は、次のうちいずれかの要件を備えている者とする。
- (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大自二)の交付を受けている者
 - (イ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型二輪免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- キ 普通二輪車講習指導員は、次のうちいずれかの要件を備えている者とする。
- (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普自二)の交付を受けている者
 - (イ) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
 - (ウ) 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則(平成8年国家公安委員会規則第9号)附則第9条の規定により、教習指導員資格者証(普自二)とみなされる教習指導員資格者証(自二)の交付を受けている者
 - (エ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通二輪免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- ク 原付講習指導員は、次の要件を備えている者とする。
- (ア) 21歳以上の者
 - (イ) 原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間(当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上のもの。
 - (ウ) 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者
 - (エ) ア(オ)の規定は、原付講習指導員について準用する。

(オ) その他人格、識見ともに優れ講習指導員としてふさわしい者
ケ 旅客車講習指導員の要件は、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 大型旅客車講習指導員

- a 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(大型二種)の交付を受けている者
- b 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(イ) 中型旅客車講習指導員

- a 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(中型二種)の交付を受けている者
- b 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(ウ) 普通旅客車講習指導員

- a 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(普通二種)の交付を受けている者
- b 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

コ 優良運転者講習指導員は、次の要件を備えている者とする。

(ア) 21歳以上の者

(イ) 自動車の運転免許を現に有し、自動車の運転経歴を2年以上有する者又は交通安全に関する業務の経験を2年以上有する者

(ウ) ア(オ)の規定は、優良運転者講習指導員について準用する。

(3) 指定講習機関に実施させる場合

特定講習指導員にあつては、次の要件を備えている者とする。

ア 運転適性指導員

指定講習機関規則第5条に規定する資格要件を備えている者

イ 運転習熟指導員

指定講習機関規則第7条に定める資格要件を備えている者

3 審査実施責任者

(1) 交通総務課、免許課及び試験課に、審査実施責任者を置く。

(2) 審査実施責任者には、交通総務課長、免許課長及び試験課長をもって充てる。

(3) 審査実施責任者は、次に掲げる講習指導員の審査に関する業務を分掌する。

ア 交通総務課長 管理者講習指導員

イ 免許課長 停止処分者講習指導員、原付講習指導員、更新時講習指導員、高齢者講習指導員及び違反者講習指導員

ウ 試験課長 運転適性指導員、大型車講習指導員、中型車講習指導員、普通車講習指導員、大型二輪車講習指導員、普通二輪車講習指導員、旅客車講習指導員、応急救護処置講習指導員、指導員講習指導員及び運転習熟指導員

4 審査の申請等

- (1) 講習を委託した場合における普通講習指導員(大型車講習指導員、中型車講習指導員、普通車講習指導員、大型二輪車講習指導員、普通二輪車講習指導員及び旅客車講習指導員を除く。)は、公安委員会の審査に合格して講習指導員に認定された者とする。
- (2) 講習実施責任者は、委託法人等に普通講習指導員の審査を、指定講習機関に指定講習機関規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導員の審査を公安委員会に申請させるものとする。
- (3) 講習実施責任者は、(2)の審査の申請があったときは、委託法人等及び指定講習機関に次に掲げるもののうち必要な書類を提出させるものとする。この場合において、原付講習指導員に係る申請はアからエまでの書類を提出させるものとする。

ア 講習指導員審査申請書(別記第1第1号様式)

イ 住民票の写し

ウ 履歴書

エ 運転免許証の写し

オ 自動車の運転経歴(2年以上)を証明する書類

カ 交通安全業務経歴(2年以上)を証明する書類

キ 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、講習指導員として従事した経験のある者(従事した期間が通算3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。)は、その経歴を証明する書類

ク 停止処分者講習等の講習指導員として従事した経験のある者(従事した期間が通算5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。)は、その経歴を証明する書類

ケ 指定講習機関規則第5条第4号の実務経歴(3年以上)を証明する書類

コ 法第99条の2第4項に規定する技能検定員資格者証の写し

サ 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証の写し

シ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了したことを証明する書面

5 特定講習指導員の選任

講習実施責任者は、指定講習機関が特定講習指導員を選任する場合は、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 指定講習機関規則第5条第5号の合格又は終了を証明する書面の写し
- (2) 指定講習機関規則第7条第5号の合格又は終了を証明する書面の写し

6 審査科目等

- (1) 普通講習指導員のうち、管理者講習指導員及び更新時講習指導員(優良運転者講習指導員を除く。)の審査は、提出された書類により審査するほか、次の表に掲げる科目及び内容について実施し、合格基準は、科目ごとの得点が80パーセント以上とする。

科目	内 容
筆 記 試 験	1 道路交通法令に関する知識
	2 安全運転に関する知識
	3 自動車の構造及び装置に関する知識
面 接 試 験	1 業務への適性

	2 一般常識
	3 講習能力

(2) 普通講習指導員のうち、停止処分者講習指導員、原付講習指導員、応急救護処置講習指導員、指導員講習指導員、更新時講習指導員（優良運転者講習指導員に限る。）、高齢者講習指導員及び違反者講習指導員の審査は、提出された書類により審査する。

(3) 特定講習指導員のうち、運転適性指導員の審査方法は、次の表のとおりとする。

審査方法	内 容
書 面 審 査	書面により、審査対象としての適格性、講習指導員として従事した経験等について、指導員としての適性の審査を行う。
実 技 審 査	実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。
面 接 審 査	面接により、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

7 実施結果の報告

審査実施責任者は、資格審査をしたときは、速やかにその結果を交通部長又は運転免許本部長に報告しなければならない。

8 合否の決定

交通部長又は運転免許本部長は、7の報告を受けたときは、合否を決定するものとする。

9 審査の免除

交通部長又は運転免許本部長は、普通講習指導員のうち、管理者講習指導員及び更新時講習指導員（優良運転者講習指導員を除く。）にあつては、次のいずれかに該当する場合は、6(1)に規定する筆記試験及び面接試験を免除し、提出された書類により審査することができる。

(1) 道路交通に関する業務における管理的又は監督的地位にあつた期間が3年以上である者

(2) 2(2)に規定する応急救護処置講習指導員、指導員講習指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員、違反者講習指導員、大型車講習指導員、中型車講習指導員、普通車講習指導員、大型二輪車講習指導員、普通二輪車講習指導員及び旅客車講習指導員並びに2(3)に規定する運転適性指導員及び運転習熟指導員の資格を有している者及びそれと同等以上の能力を有すると認められた者

10 認定証等の交付

(1) 交通部長又は運転免許本部長は、審査に合格した者及び9の規定により審査を免除した者のうち、普通講習指導員には普通講習指導員認定証（別記第1第2号様式又は別記第1第3号様式）を、特定講習指導員には特定講習指導員審査合格証書（別記第1第4号様式）を交付するものとする。

(2) 審査実施責任者は、(1)の普通講習指導員認定証及び特定講習指導員審査合格証書の交付状況を認定証交付簿（別記第1第5号様式）に記録しておかなければならない。

11 資格の取消し等

- (1) 普通講習指導員が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、公安委員会がその資格を取り消し、又は必要な期間その者の業務を停止することができる。
- ア 運転免許の取消し又はその効力の停止を受けたとき。
 - イ 悪質重大な交通事故・事件を犯し、起訴されたとき。
 - ウ その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしたとき。
 - エ 講習について不正行為をしたとき。
 - オ 心身故障のため講習の業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
 - カ 審査の申請に虚偽があったとき。
- (2) 講習実施責任者は、公安委員会が講習指導員の資格を取り消したときは資格解任通知書(別記第1第6号様式)を、その者の業務を停止したときは資格停止通知書(別記第1第7号様式)を交付し、認定書を返納させるものとする。
- (3) 講習実施責任者は、公安委員会が前項の業務の停止を解除したときは、その者に認定書を返還するものとする。

12 報告

講習実施責任者は、委託法人等が普通講習指導員の任免を行ったときは人事異動報告書(別記第1第8号様式)により、速やかに公安委員会に報告させるものとする。

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

所在地
法人等の名称
(指定講習機関名)
代表者名

印

講習指導員審査申請書

次の者の審査を申請します。

指導員の種別	
本籍・国籍等	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
運 転 免 許	免許種別 公安委員会交付 第 号
過去1年以内 の行政処分の 有無	有 無
性格、素行等 講習指導員と しての適格性	
参 考 事 項 及 び 意 見	
添 付 書 類	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これに添付してください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 号

普通講習指導員認定証

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第 号に規定する講習の普通講習指導員として認定
したことを証する。

年 月 日

神奈川県公安委員会 印

第 号

普通講習指導員認定証

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する講習の普通講習指導員（優良運転者講習指導員）として認定したことを証する。

年 月 日

神奈川県公安委員会 印

第 号

特定講習指導員審査合格証書

住 所
氏 名

年 月 日生

指定講習機関に関する規則第 条第 号に規定する公安委員会が行う運
転 指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証す
る。

年 月 日

神奈川県公安委員会 印

資 格 解 任 通 知 書

下記の理由によりあなたの講習指導員資格を取り消したので通知します。

年 月 日

神奈川県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
認 定 証 番 号	第 号
講習指導員種別	
理 由	

資 格 停 止 通 知 書

下記の理由によりあなたの講習指導員資格を停止したので通知します。

年 月 日

神奈川県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
認 定 証 番 号	第 号
講習指導員種別	
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
理 由	

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

印

人事異動報告書

次のとおり人事異動がありましたので報告します。

異 動 内 容	
認 定 証 の 番 号	
本 籍 ・ 国 籍 等	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	
参 考 資 料	

別記第2(第10条関係)

取消処分者講習に係る実務実習実施要領

1 対象者

- (1) 新任運転適性指導員研修の終了者で、運転適性指導員として講習に従事することを予定している者
- (2) 公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者のうち、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している者
- (3) 公安委員会が実務実習(取消処分者講習に係る実務実習をいう。以下同じ。)の必要性があると認めた運転適性指導員
- (4) 指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった運転適性指導員

2 指導体制

(1) 実務実習責任者

実務実習責任者は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充て、実務実習指導官を指導して実務実習を総括する。

- (2) 実務実習指導官は、講習指導員の中から講習実施責任者が指定する者をもって充て、実務実習全般について実務実習責任者の指揮を受け、実習生(1の対象者をいう。以下同じ。)の指導に当たる。

3 実施

(1) 実施の通知

講習実施責任者は、取消処分者講習に係る実務実習通知書(別記第2第1号様式)により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

なお、指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった場合は、その理由について聴取し、当該申出に係る運転適性指導員について、実務実習の必要性の有無を判断すること。

(2) 期間

原則として、講義等1日及び研修6日の7日間とする。

(3) 内容

実務実習は、取消処分者講習に係る実務実習実施基準(別記第2別表)により実施するものとする。

(4) 結果の通知

ア 実務実習責任者は、実務実習が終了した実習生について、実務実習指導官の報告を基に取消処分者講習に係る実務実習結果通知書(別記第2第2号様式)を作成するものとする。

イ 講習実施責任者は、実務実習の結果について取消処分者講習に係る実務実習結果通知書により実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

4 再実務実習等

講習実施責任者は、実務実習の結果「E(要指導)」に該当する項目がある実習生に対しては、実習生が所属する指定講習機関の管理者と協議した上で、再実務実習又は補充教養を行うものとする。

5 留意事項

- (1) 講習補助の一環として実習生に講習を実践させるときは、実務実習指導官は、事前に補助する科目の内容、補助の範囲等について十分な説明を行うとともに、実習生の直近において指導すること。

- (2) 実務実習期間中は、受傷事故及び車両事故に十分留意すること。
- (3) 実習生の服装は、運転適性指導員としてふさわしい服装で、公安委員会又は警察の名前の入っていないものとする。

別記第2別表(3関係)

取消処分者講習に係る実務実習実施基準

回	日	実習科目	実習細目	注意事項等	時間	
					小計	合計
—	第1日	1 実務実習の目的等に関する教養	(1) 取消処分者講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的 (2) 管内の交通事故の発生状況と違反実態 (3) 取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 (4) 運転適性検査及び安全カウンセリングの重要性 (5) 実務実習実施上の留意事項	初日は、実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。	2	8
		2 実習生の修得状況の確認	(1) 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等の確認 (2) 運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 (3) 二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認	実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ確認する。	6	
第1回	第2日	1 実務実習	(1) 取消処分者講習内容の第1日の内容を行う	○ 導入部分で実習生を紹介する。 ○ 講習の実践は、第2日からとする。	7	14
		2 質疑・指導	(1) 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		0.5	
	第3日	1 実務実習	(1) 取消処分者講習内容の第2日の内容を行う		6	
		2 質疑・指導	(1) 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		0.5	
	第	第2日と同様	第2日と同様			

第 2 回	4 日				7.5	14
	第 5 日	第3日と同様	第3日と同様		6.5	
第 3 回	第 6 日	第2日と同様	第2日と同様		7.5	14
	第 7 日	1 実務実習	第1日と同様		6	
		2 実習結果検討 会	(1) 講習終了後、実務実習 責任者及び実務実習指導 官出席による実習結果検 討会を開催	実務実習の結果の 内容によっては、検 討会へ所属する管理 者を招致すること。	0.5	
合 計	7				50	

備考 「実習細目」欄の「取消処分者講習内容」とは、別表第3の取消処分者講習内容をいう。

適第 号

取消処分者講習に係る実務実習通知書

年 月 日

(指定講習機関名)
管理者 殿

神奈川県公安委員会 印

運転適性指導員が行う取消処分者講習の実効性を確保するため、道路
交法第108条の8第2項の規定により、次のとおり実務実習を行うので通知します。
つきましては、次の運転適性指導員を実習生として派遣してください。

実習生氏名	
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで
実習場所	

別記第2第2号様式（3関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

適第 号		
取消処分者講習に係る実務実習結果通知書		
年 月 日		
(指定講習機関名) 殿		
管理者		
神奈川県公安委員会 印		
適第 号により派遣された実習生 に対する実務実習の結果に ついては、次のとおりであるから通知します。		
項 目	理 解 度	指 導 力
筆記及び口頭に基づく運転適性診断	A B C D E	A B C D E
運転適性検査器材使用による指導	A B C D E	A B C D E
実車及びシミュレーターによる指導	A B C D E	A B C D E
(連絡事項)		

備考 表中「理解度」欄及び「指導力」欄の、「A」は優秀、「B」は優良、「C」は良好、「D」は普通、「E」は要指導を示す。

別記第3(第11条関係)

講習実施推進委員会

1 任務

講習実施推進委員会は、次に掲げる事項について検討し、効果的かつ適正な講習を推進することを任務とする。

- (1) 講習の方法及び内容に関する事。
- (2) 教本等の書籍教材、視聴覚教材、教育資器材及びその他の資器材の導入に関する事。
- (3) その他講習の実施に必要と認める事項に関する事。

2 構成

- (1) 講習実施推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長には交通部長を、副委員長には運転免許本部長をもって充てる。
- (3) 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

ア 交通総務課長

イ 免許課長

ウ 試験課長

エ 免許課課長代理及び試験課課長代理

オ その他委員長が指名する者

3 会議

- (1) 講習実施推進委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めたときは、講習実施推進委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

4 庶務

講習実施推進委員会の庶務は、運転免許本部免許課において処理する。

第2号様式の2(第10条関係)

講習指導員研修実施結果報告書

年 月 日

殿

所在地

法人等の名称

代表者名

印

次のとおり講習指導員に対する研修を実施したので報告します。

実施年月日	
実施時間数	
研修区分	<input type="checkbox"/> 管理者講習指導員 <input type="checkbox"/> 停止処分者講習指導員 <input type="checkbox"/> 原付講習指導員 <input type="checkbox"/> 指導員講習指導員 <input type="checkbox"/> 更新時講習指導員 <input type="checkbox"/> 違反者講習指導
実施者(講師)	
受講者 (人数・氏名)	
内 容	

- 備考 1 「研修区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

第3号様式(第13条関係)

安全運転管理者講習受講票

No. 号
年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

〒

--	--	--	--	--	--	--	--

市 町
区

(事業所名) _____

[安全運転]
管理者名 _____

この度通知のあった安全運転管理者講習を受講します。

手 数 料	神奈川県収入証紙はり付け欄
-------	---------------

備考 管理者等に変更のあった場合は、次に記入してください。

(1) 管理者に変更のあったとき。

新管理者名		生 年 昭 月 日 大 年 月 日
変 更 内 容	前任者の転任、退職、配転、その他	

(2) 所在、事業所名、使用者に変更のあったとき。

新所在地	
新事業所	
新使用者	

※新たに管理者となる方は、所轄警察署に届け出てから受講してください。

第4号様式(第13条関係)

㊦

副安全運転管理者講習受講票

No. 号
年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

〒

--	--	--	--	--	--	--	--

市 町
区

(事業所名)

副安全運転
管理者名

この度通知のあった副安全運転管理者講習を受講します。

手数料	神奈川県収入証紙はり付け欄
-----	---------------

備考 副管理者等に変更のあった場合は、次に記入してください。

(1) 副管理者に変更のあったとき。

新管理者名		生年 月日	昭 大	年	月	日
変更内容	前任者の転任、退職、配転、その他					

(2) 所在、事業所名、使用者に変更のあったとき。

新所在地	
新事業所	
新使用者	

※新たに管理者となる方は、所轄警察署に届け出てから受講してください。

第6号様式の2 (第25条関係) (その1) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

運転技能診断票

所属		氏名		歳	年	月	日	実施	
年		月		日生		年	月	日	免許取得
発進時及びその直後の印象									
注 の 方	視 点	<input type="checkbox"/> 近い <input type="checkbox"/> 一点集中 <input type="checkbox"/> 片寄り <input type="checkbox"/> むら							
	状況確認	<input type="checkbox"/> 中途半端 <input type="checkbox"/> 遅れ <input type="checkbox"/> 見落とし <input type="checkbox"/> 脇見							
	危険予知	<input type="checkbox"/> ほとんど無し <input type="checkbox"/> 甘い <input type="checkbox"/> やや甘い							
運 転 操 作	ハンドル	<input type="checkbox"/> ふらつく <input type="checkbox"/> とられる <input type="checkbox"/> 遅れる <input type="checkbox"/> 急 <input type="checkbox"/> やや急							評 価 値
	ブレーキ	<input type="checkbox"/> 遅れる <input type="checkbox"/> 急 <input type="checkbox"/> やや急 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 予告制動 <input type="checkbox"/> ハンドブレーキ							
	アクセル	<input type="checkbox"/> むら <input type="checkbox"/> 急 <input type="checkbox"/> やや急 <input type="checkbox"/> エンジンプレーキ							
	クラッチ	<input type="checkbox"/> 足乗せ <input type="checkbox"/> 急 <input type="checkbox"/> 早切り <input type="checkbox"/> 不要							
	その他	<input type="checkbox"/> 全般に粗い <input type="checkbox"/> 操作を急ぐ <input type="checkbox"/> ドアロック <input type="checkbox"/> シートベルト							
走 行 特 徴	合 凶	<input type="checkbox"/> 遅れる <input type="checkbox"/> やや遅れる <input type="checkbox"/> 忘れる							
	速 度	<input type="checkbox"/> 早すぎる <input type="checkbox"/> 徐行しない <input type="checkbox"/> 遅すぎる <input type="checkbox"/> 流れに乗れない							
	停 止	<input type="checkbox"/> 停止位置越え <input type="checkbox"/> 不完全停止 <input type="checkbox"/> 不停止							
	信 号	<input type="checkbox"/> 無視 <input type="checkbox"/> 軽視 <input type="checkbox"/> 見込み発進							
	標識・標示	<input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 軽視							
	交 差 点	<input type="checkbox"/> 右小回り <input type="checkbox"/> 左大回り <input type="checkbox"/> まごつく <input type="checkbox"/> 追い越し <input type="checkbox"/> 他車妨害							
	誘 導	<input type="checkbox"/> 中央線越え <input type="checkbox"/> ジグザグ <input type="checkbox"/> 走行位置 <input type="checkbox"/> 通行区分							
	交差判断	<input type="checkbox"/> 車間距離 <input type="checkbox"/> 追い越し <input type="checkbox"/> 進路変更 <input type="checkbox"/> すれ違い							
	弱者保護	<input type="checkbox"/> 寄り過ぎる <input type="checkbox"/> 早過ぎる <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 排除							
	危険回避	<input type="checkbox"/> ハンドル <input type="checkbox"/> クラクション <input type="checkbox"/> 回避しない							
性 格 特 徴 ・ 転 度	衝 動 性	<input type="checkbox"/> 先急ぎ <input type="checkbox"/> せっかち <input type="checkbox"/> 焦る <input type="checkbox"/> 軽率							評 価
	攻 撃 性	<input type="checkbox"/> 排他的 <input type="checkbox"/> 拒絶的 <input type="checkbox"/> 無視 <input type="checkbox"/> わがまま							
	自己顕示性	<input type="checkbox"/> 格好をつける <input type="checkbox"/> あえて無理をする							
	気分易変性	<input type="checkbox"/> 調子っぽい <input type="checkbox"/> 気分左右される <input type="checkbox"/> すぐ興奮する							
	神 経 質	<input type="checkbox"/> 緊張し過ぎる <input type="checkbox"/> 遅い <input type="checkbox"/> 集中できない <input type="checkbox"/> 気遣い							
	抑うつ性	<input type="checkbox"/> おどおどする <input type="checkbox"/> 何となく弱気							
	粘 着 性	<input type="checkbox"/> 転換が悪い <input type="checkbox"/> 無我夢中 <input type="checkbox"/> 反応が鈍る <input type="checkbox"/> もたつく							
	意志解消	<input type="checkbox"/> ぼんやり <input type="checkbox"/> 勘違い							
特 異 性	<input type="checkbox"/> 突飛 <input type="checkbox"/> ぶつぶつ言う <input type="checkbox"/> 鼻唄交じり <input type="checkbox"/> 状況を全く考慮しない <input type="checkbox"/> その他 ()								
走行中の印象									

第7号様式（第27条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

講習終了証（明）書再交付申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者

講習種別	取消処分者講習 原付講習
氏名・生年月日	年 月 日
本籍・国籍等	
住所	連絡先 電話番号 ()
再交付を申請する理由	
受講日・受講場所	

備考 氏名、生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に楷書で記載してください。

第10号様式関係(第39条関係)

停止処分者講習実施結果表 (月中)

年 月 日

1 講習区分別受講状況

受講 状況 講習 種別	当 月				年 度 別 累 計			
	停止処分 決定者数	受講者数	受講率	手数料	停止処分 決定者数	受講者数	受講率	手数料
短 期								
中 期								
長 期								
合 計								

2 違反別受講状況は、別表のとおり

3 講習成績

講習種別\成績別	優	良	可	合 計
短 期				
中 期				
長 期				
計				

4 運転適性検査実施状況

講習種別\検査種別	ペーパーテスト	機器テスト	技能診断模擬運転装置	合 計
短 期				
中 期				
長 期				
計				

5 技能実施状況

中 期	長 期	合 計

第11号様式(第40条、第50条、第56条関係)

(申請第 号)

講習日指定書

年 月 日

殿

神奈川県公安委員会

申請のあった講習の実施について次のとおり指定します。

受験免許	講習科目等	講習実施日時	講習実施場所
大型・中型	貨物自動車の特性を理解した運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	危険を予測した運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	危険予測ディスカッション	年 月 日 午前・後 時 分	
	夜間の運転・悪条件下での運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	応急救護（講義）	年 月 日 午前・後 時 分	
	応急救護（実技）	年 月 日 午前・後 時 分	
普通	危険を予測した運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	危険予測ディスカッション	年 月 日 午前・後 時 分	
	高速道路での運転に必要な知識	年 月 日 午前・後 時 分	
	高速道路での運転に必要な技能	年 月 日 午前・後 時 分	
	応急救護（講義）	年 月 日 午前・後 時 分	
	応急救護（実技）	年 月 日 午前・後 時 分	
大自二・普自二	危険を予測した運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	危険予測ディスカッション・二人乗り運転に関する知識	年 月 日 午前・後 時 分	
	ケース・スタディ(交差点)・交通の状況及び道路環境に応じた運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	応急救護（講義）	年 月 日 午前・後 時 分	
	応急救護（実技）	年 月 日 午前・後 時 分	

第13号様式（第47条、第55条、第61条、第73条、第78条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申 請 者

講 習 種 別	受 講 日	受 講 場 所
大 型 車 講 習	年 月 日	
中 型 車 講 習	年 月 日	
普 通 車 講 習	年 月 日	
大 型 二 輪 車 講 習	年 月 日	
普 通 二 輪 車 講 習	年 月 日	
大 型 旅 客 車 講 習	年 月 日	
中 型 旅 客 車 講 習	年 月 日	
普 通 旅 客 車 講 習	年 月 日	
応急救護処置講習（一）	年 月 日	
応急救護処置講習（二）	年 月 日	
ふ り が な		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
本 籍 ・ 国 籍 等		
住 所	連絡先 電話番号 ()	
再 交 付 を 希 望 す る 理 由	1 亡失 2 滅失 3 破（汚）損 4 その他 ()	

備考 氏名、生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に楷書で記入してください。

第13号様式の2(第49条関係)

大型車講習実施結果表

年 月 日

受講状況 区分		実施回数	受講対象者			受講者数			受講率					
当日	回	男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%				
累計	回	男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%				
教習所別実施状況														
教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率
小計					小計					小計				

第13号様式の3 (第49条関係)

中 型 車 講 習 実 施 結 果 表

年 月 日

受講状況 区分	実施回数	受講対象者			受講者数			受講率						
		男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%				
当 日	回	男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%				
累 計	回	男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%				
教 習 所 別 実 施 状 況														
教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率
小 計					小 計					小 計				

第15号様式(第55条関係)

普通車講習実施結果表

年 月 日

受講状況 区分	実施回数	受講対象者			受講者数			受講率						
		男 名	女 名	名	男 名	女 名	名	男 %	女 %	%				
当日	回	男 名	女 名	名	男 名	女 名	名	男 %	女 %	%				
累計	回	男 名	女 名	名	男 名	女 名	名	男 %	女 %	%				
教習所別実施状況														
教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率
小計					小計					小計				

第18号様式(第61条関係)

大型二輪車講習実施結果表

年 月 日

受講状況 区分	実施回数	受講対象者			受講者数			受講率						
		男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%				
当日	回	男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%				
累計	回	男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%				
教習所別実施状況														
教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率
小計					小計					小計				

第19号様式(第61条関係)

普通二輪車講習実施結果表

年 月 日

区分	受講状況	実施回数		受講対象者		受講者数			受講率					
		男	女	名	名	男	女	名	男	女	%	%		
当日		回		名	名	男	女	名	男	女	%	%		
累計		回		名	名	男	女	名	男	女	%	%		
教習所別実施状況														
教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率
小計					小計					小計				

第22号様式(第67条関係)

原付講習実施結果表 (月報)

	当 月		年 累 計			
受 験 者 数	人		人			
合 格 者 数	人 (合格率 %)		人 (合格率 %)			
受 講 者 数	前年比	当日受講	人	前年比	当日受講	人
		後日受講	人		後日受講	人
		事前受講	人		事前受講	人
		その他受講	人		その他受講	人
高 校 生 層 受 講 状 況	人	16歳	人	人	16歳	人
		17歳	人		17歳	人
		18歳	人		18歳	人
受 講 回 数	回 1回制実施日 日		回 1回制実施日 日			
	2回制実施日 日		2回制実施日 日			
	1回平均	人 事前実施日 日	1回平均	人 事前実施日 日		
指 導 員 数	人		人			

備考 講習回数は、180分を1回とする。

第23号様式(第68条関係)

(申請第 号)

講習日指定書 (旅客車講習)

年 月 日

殿

神奈川県公安委員会

申請のあった講習の実施について次のとおり指定します。

受験免許	講習科目等	講習実施日時	講習実施場所
大 型 二 ・ 中 型 二 ・ 普 通 二	危険を予測した運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	危険予測ディスカッション	年 月 日 午前・後 時 分	
	夜間の運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	悪条件下での運転	年 月 日 午前・後 時 分	
	身体障害者等への対応	年 月 日 午前・後 時 分	
	応急救護 (講義)	年 月 日 午前・後 時 分	
	応急救護 (実技)	年 月 日 午前・後 時 分	

第27号様式の4(第73条関係)

大型旅客車講習実施結果表

年 月 日

区分	受講状況	実施回数		受講対象者		受講者数			受講率					
		回	名	名	名	名	名	名	%	%				
当日		男	名	名	男	名	名	男	%	%				
		女	名		女	名		女	%					
累計		男	名	名	男	名	名	男	%	%				
		女	名		女	名		女	%					
教習所別実施状況														
教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率
小計					小計						小計			

第27号様式の5(第73条関係)

中型旅客車講習実施結果表

年 月 日

受講状況 区分	実施回数	受講対象者			受講者数			受講率						
		男 ----- 女	名 ----- 名	名	男 ----- 女	名 ----- 名	名	男 ----- 女	% ----- %	%				
当日	回	男 ----- 女	名 ----- 名	名	男 ----- 女	名 ----- 名	名	男 ----- 女	% ----- %	%				
累計	回	男 ----- 女	名 ----- 名	名	男 ----- 女	名 ----- 名	名	男 ----- 女	% ----- %	%				
教習所別実施状況														
教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率
小計					小計					小計				

第27号様式の6 (第73条関係)

普通旅客車講習実施結果表

年 月 日

受講状況 区分		実施回数	受講対象者			受講者数			受講率					
当 日	回	男	名	名	男	名	名	男	%	%				
		女	名		女	名		女	%					
累 計	回	男	名	名	男	名	名	男	%	%				
		女	名		女	名		女	%					
教 習 所 別 実 施 状 況														
教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率	教習所名	回数	対象者数	受講者数	受講率
小 計					小 計					小 計				

第27号様式の9(第78条関係)

応急救護処置講習(一)((二))実施結果表

(免 許)

年 月 日

受講状況 区 分	実施回数	受講対象者			受講者数			受講率		
		男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%
当 日	回	男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%
累 計	回	男 女	名 名	名	男 女	名 名	名	男 女	% %	%
教 習 所 別 実 施 状 況										
小 計				小 計			小 計			

第28号様式(第93条様式)

指導員講習受講者名簿

(年 月 日分)

教習所名

氏 名	証 紙 は り 付 け 欄		

- 携 行 品
1. 講 習 修 了 証
 2. 筆 記 用 具

初心運転者講習中止通知書

年 月 日

住 所

殿

神奈川県公安委員会 印

下記の理由により、 年 月 日付け初心運転者講習通知書をもって通知しましたあなたに対する道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習の実施を取りやめますので通知します。

理 由	
備 考	

初心運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

神奈川県公安委員会 匁

下記の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号 交 付	第 年 月 日 号 公安委員会交付
講習の種類	普通 ・ 大自二 ・ 普自二 () ・ 原付
講習をしよう とする理由	法第108条の2第1項第10号に該当するものであるが、 上記の住所に転居しているため。
備 考	

第36号様式(第108条関係)

初心運転者講習実施結果表

年 月

教習所	普通			大自二			普自二			原付			合計		
	通知数	受講数	受講率	通知数	受講数	受講率	通知数	受講数	受講率	通知数	受講数	受講率	通知数	受講数	受講率
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															
合計															

第37号様式の2(第117条関係)

特定失効者に対する講習実施結果表

年 月 日

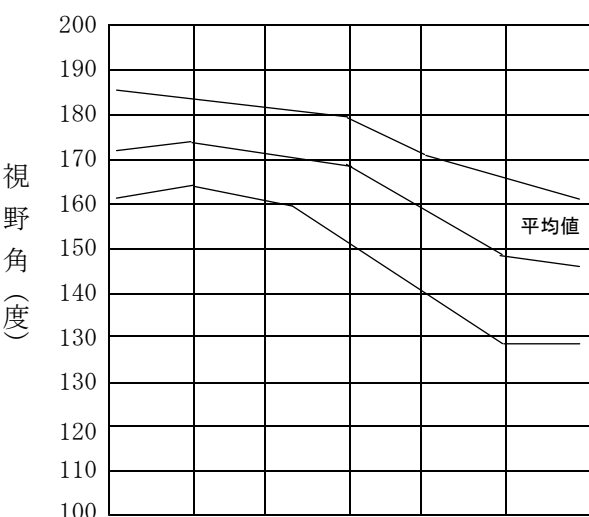
	受講者数	内 訳				備考
		優 良	一 般	違 反 者	初 回	
1 失 効						
2 失 効						
3 失 効						
4 失 効						
計						

備考 本表は69歳以下の者を対象とする。

第38号様式の2 (第123条関係)

視野測定結果票

(氏名)

そく ていにち じ 測定日時	ねん がつ にち (ようび ごとん ごとん じ ぶん) 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
そく てい けつ か 測定結果	1 視野角度 みぎめしやかくど 度 → りょうめしやかくど 度 右眼視野角度 ひだりめしやかくど 度 左眼視野角度 2 見えないおそれがある箇所 みぎめ かしよ 箇所 右眼 ひだりめ かしよ 箇所 左眼 こんかいそくてい み しんこく かしよ きろく 今回測定で「見えない」と申告があった箇所について記録しまし た。ご心配の方は、眼科医の診察を受けることをお勧めします。
<p>さんこう かくねんれいそうべつ へいきんしやかくど ひょうじゆん <参考> 各年齢層別の平均視野角度の標準 しやかく ねんれい かんけい 視野角と年齢の関係</p>  <p>視野角(度)</p> <p>20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代 以上 以上 年齢</p> <p>↑ 視野角の大きさには個人差がありますが、 100人測ったとして、そのうちの約7割の 人は、視野角がこの範囲内に入ります。 ↓</p> <p>じぶん しやかくど じっさい ご自分の視野角度を実際にグ ラフに落としてみて、若いとき、 おか わか あるいは同年齢と比較して、ど どうねんれい ひかく あるいは同年齢と比較して、ど あた いち かくにん の辺りに位置しているか確認し てみましょう。</p> <p>じょうき しゃだんほうじんぜん にほんしていじ どうしやきょうしゅうじょきょうかいれんごうかい じん たいしやう 上記は、社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会において543人を対象に そくてい かくねんれいそう へいきんしやかくどあらかわ 測定した各年齢層における平均視野角度表したグラフです。</p>	

第38号様式の3 (第123条関係)

運 転 頻 度 等 問 診 票

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

1 あなたの日常の運転状況は、

- (1) 毎日運転している。
- (2) ときどき (週〇回くらい) 運転している。
- (3) 普段全く運転しない。

2 通常運転している車両

- (1) 大型 (2) 中型 (3) 普通 (4) 大特 (5) 大型二輪
- (6) 普通二輪 (7) 小特 (8) 原付

3 実車による指導を受ける場合、希望する車種は、

- (1) マニュアル車を運転したい。
(大型、中型又は普通免許保有者)
- (2) オートマチック車を運転したい。
(大型、中型又は普通免許保有者)
- (3) 原動機付自転車を運転したい。
(大型、中型、普通、大特、大型二輪又は普通二輪免許保有者)

第38号様式の4(第123条関係)

高齢者講習用

運 転 行 動 診 断 票

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

課題	項 目	第3分類・ 75歳未満	第1分類・第2分類	備 考
交 差 点 の あ る 信 号 機 の あ る	信号機手前での減速	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	信号の確認※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	信号に従った運転※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	特記事項			
一 時 停 止 標 識 の あ る 交 差 点	交差点手前での徐行	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	一時停止標識の確認※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	確実な停止※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	停止位置	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	交差道路の安全確認※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	二段階停止	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	特記事項			
進 路 変 更	合図の有無※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	合図の時期	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	安全確認※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	緩やかな進路変更	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	特記事項			
カ ー ブ 走 行	カーブ手前での減速	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	曲がり具合に応じた速度※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	ふらつきのない運転※	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	正しい運転姿勢	<input type="checkbox"/>	① ② ③	
	特記事項			
	講 評			

- 備考 1 「第3分類・75歳未満」欄は、できた項目の□に✓印を記入する。
- 2 「第1分類・第2分類」欄における□の数字は、繰り返し実施した回数を示し、実施している回数の□に✓印を記入する。
- 3 ※の項目は、特に重要な指導項目を示す。

第39号様式(第124条関係)

認知機能検査受検・高齢者講習等実施結果表 (月)

年 月 日

実施機関名 _____

	受検回数	受検者数	備考
認知機能検査			

認知機能検査受検後の高齢者講習等実施結果			
	実施回数	受講者数	備考
高齢者講習 (四輪)			
高齢者講習 (二輪)			
高齢者講習 (原付)			
高齢者講習 (小特)			
チャレンジ講習			
特定任意高齢者講習			
合計			

高齢者講習等実施結果			
	実施回数	受講者数	備考
高齢者講習 (四輪)			
高齢者講習 (二輪)			
高齢者講習 (原付)			
高齢者講習 (小特)			
チャレンジ講習			
特定任意高齢者講習			
合計			

違反者講習移送通知書		第 号 年 月 日
公安委員会 殿		神奈川県公安委員会 印
下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。		
住 所		
氏 名		
生年月日		
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付	
免許の種類		
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当	
基準該当時 公安委員会		
備 考		

第 号	
違反者講習移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 殿	神奈川県公安委員会 印
下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。	
本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の4の2に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

第 号

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

神奈川県公安委員会 印

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生年月日	
免許証番号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当
基準該当時 公安委員会	
講習通知	年 月 日 公安委員会通知
備 考	

第43号様式の2(第134条関係)

第 号	
違反者講習通知移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
神奈川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができ る自動車等の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の4の2に該当
基準該当時公安委員会	
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
備 考	

第44号様式(第136条関係)

運転免許本部長	免許課長

違反者講習実施結果表(月中)

年 月 日

1 受講状況

当 月			月 別 累 計		
講習対象者数	受講者数	受講率	講習対象者数	受講者数	受講率
人	人	%	人	人	%

2 受講内容

当 月		月 別 累 計					
受講者数	受 講 区 分		実 車 指 導 区 分				
	社会参加活動	実車指導	普通	二輪	原付		
人	人	%	人	%	人	人	人

月 別 累 計		月 別 累 計				
受講者数	受 講 区 分		実 車 指 導 区 分			
	社会参加活動	実車指導	普通	二輪	原付	
人	人	%	人	%	人	人

第 号

自転車運転者講習受講命令書交付通知書

殿

神奈川県公安委員会

あなたに対する道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）の受講命令書を、次のとおり交付しますので通知します。

なお、自転車運転者講習は、受講命令書の交付時に公安委員会が指定する 3 か月の期間内に受講しなければなりません。

（受講命令書の交付を受けた当日の受講も可能です。）

また、指定された期間内にやむを得ない理由なく自転車運転者講習を受けなかった場合は、道路交通法第 120 条第 1 項第 17 号の規定により、処罰の対象となります。

交付の日時	年 月 日 時 分	
	※上記日時に出頭できない場合は下記に連絡してください。 神奈川県警察本部交通部交通総務課安全係 電話 045-211-1212（内線 5092） 〔 午前 9 時から午後 5 時まで 土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び 年末年始の休日を除く。 〕	
交付の場所		
講習の理由	違反事故の発生年月日	違反行為の種別等

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

神奈川県公安委員会 殿

住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所、日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 次のとおりとします。

※ 場 所			
※ 日 時	年 月 日	午前	時 分 から
		午後	

備考 1 選択する項目については、該当するものを○で囲んでください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

第44号様式の7（第136条の11関係）（用紙 日本工業規格A4横長型）

交通総務課長

自転車運転者講習実施結果表（ 月中）

年 月 日

1 受講状況

当 月			累 計		
講習対象者数	受講者数	受講率	講習対象者数	受講者数	受講率
人	人	%	人	人	%

2 未受講状況

当 月			累 計		
講習対象者数	未受講者数	未受講率	講習対象者数	未受講者数	未受講率
人	人	%	人	人	%

